

上田市地域防災計画 風水害対策編

新旧対照表

平成31年3月26日

頁	新	旧	修正理由・備考																
3	<p align="center">第2節 防災の基本方針</p>	<p align="center">第2節 防災の基本方針</p>																	
4	<p>1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。</p> <p>特に、災害時の被害を最小化する、いわゆる「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、対策の一層の充実を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 迅速かつ正確な情報収集・伝達・共有を可能とする平時からの備え・訓練を行い、的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応できるようにする。</p> <p>イ 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応する。</p> <p>ウ 災害時応急段階における基本方針は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 災害発生時の兆候が把握された際の警報等の伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動</p> <p>(イ) 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立</p> <p>(ウ) 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な救護・医療活動</p> <p>(エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送</p> <p>(オ) 被災者の安全な避難場所への誘導、<u>指定</u>避難所の運営管理、応急仮設住宅等の提供等避難収容活動、被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(カ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給</p> <p>(キ) <u>指定避難所等で生活する</u>被災者の健康状態の把握、並びに必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な遺体の処理等</p> <p>(ク) 防犯活動等による社会秩序の維持、物価の安定・物資の安定供給のための施策の実施</p> <p>(ケ) 災害発生中にその拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動、被災者の生活確保や地域の産業活動の維持に資するライフライン、交通施設等の施設・設備の応急復旧、二次災害の防止</p> <p>(コ) 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策の実施</p> <p>(サ) ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入れ</p>	<p>1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。</p> <p>特に、災害時の被害を最小化する、いわゆる「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、対策の一層の充実を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 迅速かつ正確な情報収集・伝達・共有を可能とする平時からの備え・訓練を行い、的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応できるようにする。</p> <p>イ 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応する。</p> <p>ウ 災害時応急段階における基本方針は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 災害発生時の兆候が把握された際の警報等の伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動</p> <p>(イ) 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立</p> <p>(ウ) 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な救護・医療活動</p> <p>(エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送</p> <p>(オ) 被災者の安全な避難場所への誘導、<u>避難場所</u>の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等避難収容活動、被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(カ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給</p> <p>(キ) 被災者の健康状態の把握、並びに必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な遺体の処理等</p> <p>(ク) 防犯活動等による社会秩序の維持、物価の安定・物資の安定供給のための施策の実施</p> <p>(ケ) 災害発生中にその拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動、被災者の生活確保や地域の産業活動の維持に資するライフライン、交通施設等の施設・設備の応急復旧、二次災害の防止</p> <p>(コ) 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策の実施</p> <p>(サ) ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入れ</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p>																
7	<p>(略)</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="219 1110 996 1313"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東管区警察局</td> <td>(1) 管内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること (2) 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携に関すること (3) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること (4) 災害時における管内各県警察の相互援助の調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>関東財務局 (長野財務事務所)</td> <td>(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること</td> </tr> <tr> <td>関東信越厚生局</td> <td>(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること (2) 関係機関との連絡調整に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	関東管区警察局	(1) 管内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること (2) 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携に関すること (3) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること (4) 災害時における管内各県警察の相互援助の調整に関すること	関東財務局 (長野財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること	関東信越厚生局	(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること (2) 関係機関との連絡調整に関すること	<p>(略)</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1126 1110 1904 1313"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東管区警察局</td> <td>(1) 管内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること (2) 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携に関すること (3) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること (4) 災害時における管内各県警察の相互援助の調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>関東財務局 (長野財務事務所)</td> <td>(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること</td> </tr> <tr> <td>関東信越厚生局</td> <td>(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること (2) 関係機関との連絡調整に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	関東管区警察局	(1) 管内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること (2) 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携に関すること (3) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること (4) 災害時における管内各県警察の相互援助の調整に関すること	関東財務局 (長野財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること	関東信越厚生局	(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること (2) 関係機関との連絡調整に関すること	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																		
関東管区警察局	(1) 管内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること (2) 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携に関すること (3) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること (4) 災害時における管内各県警察の相互援助の調整に関すること																		
関東財務局 (長野財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること																		
関東信越厚生局	(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること (2) 関係機関との連絡調整に関すること																		
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																		
関東管区警察局	(1) 管内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること (2) 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携に関すること (3) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること (4) 災害時における管内各県警察の相互援助の調整に関すること																		
関東財務局 (長野財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること																		
関東信越厚生局	(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること (2) 関係機関との連絡調整に関すること																		

頁	新		旧		修正理由・備考
8	<p>関東農政局 (長野支局)</p>	<p>(1) 災害予防対策 ア ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること (1) 復旧対策 ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること</p>	<p>関東農政局 (長野支局)</p>	<p>(1) 災害予防対策 ア ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること (1) 復旧対策 ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること</p>	<p>長野県地域防災計画に 合わせて修正</p> <p>(国の防災基本計画において、以下の記載があり、地域単位における対応の要となるのが地方環境事務所(指定地方行政機関)であるため、新たに記載を追加する。</p> <p>・「国(環境省)、地方公共団体又は事業者は、有害物質の遅漏及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。」等の有害物質に関する記載。</p> <p>・「国(環境省)、地方公共団体は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。」等の災害廃棄物に関する記載。</p>
9	<p>中部森林管理局</p>	<p>(1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること (3) 災害応急対策用材の供給に関すること</p>	<p>中部森林管理局</p>	<p>(1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること (3) 災害応急対策用材の供給に関すること</p>	
9	<p>関東経済産業局</p>	<p>(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること (2) 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること (3) 被災中小企業の振興に関すること</p>	<p>関東経済産業局</p>	<p>(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること (2) 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること (3) 被災中小企業の振興に関すること</p>	
9	<p>中部経済産業局</p>	<p>電気の供給の確保に必要な指導に関すること</p>	<p>中部経済産業局</p>	<p>電気の供給の確保に必要な指導に関すること</p>	
9	<p>関東東北産業保安監督部</p>	<p>(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること (2) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること</p>	<p>関東東北産業保安監督部</p>	<p>(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること (2) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること</p>	
9	<p>中部近畿産業保安監督部</p>	<p>電気の保安に関すること</p>	<p>中部近畿産業保安監督部</p>	<p>電気の保安に関すること</p>	
9	<p>北陸信越運輸局</p>	<p>災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること</p>	<p>北陸信越運輸局</p>	<p>災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること</p>	
9	<p>東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)</p>	<p>(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</p>	<p>東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)</p>	<p>(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</p>	
9	<p>東京管区气象台 (長野地方气象台)</p>	<p>(1) 気象警報等の発表及び伝達に関すること (2) 防災知識の普及に関すること (3) 災害防止のための統計調査に関すること</p>	<p>東京管区气象台 (長野地方气象台)</p>	<p>(1) 気象警報等の発表及び伝達に関すること (2) 防災知識の普及に関すること (3) 災害防止のための統計調査に関すること</p>	
9	<p>信越総合通信局</p>	<p>(1) 災害時における通信・放送の確保に関すること (2) 非常通信に関すること (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること (4) 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送用機器の貸出に関すること</p>	<p>信越総合通信局</p>	<p>(1) 災害時における通信・放送の確保に関すること (2) 非常通信に関すること (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること (4) 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送用機器の貸出に関すること</p>	
9	<p>長野労働局</p>	<p>(1) 事業場における産業災害の防止に関すること (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関すること</p>	<p>長野労働局</p>	<p>(1) 事業場における産業災害の防止に関すること (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関すること</p>	
9	<p>関東地方整備局 北陸地方整備局</p>	<p>(1) 災害予防 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ウ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 エ 所管施設の緊急点検の実施 オ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</p>	<p>関東地方整備局 北陸地方整備局</p>	<p>(1) 災害予防 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ウ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 エ 所管施設の緊急点検の実施 オ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</p>	
9	<p>中部地方環境事務所</p>	<p>(1) 有害物質の遅漏及び石綿の飛散防止に関すること (2) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること</p>	<p>(新設)</p>	<p>(1) 有害物質の遅漏及び石綿の飛散防止に関すること (2) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること</p>	
9	<p>関東地方測量部</p>	<p>(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること</p>	<p>(新設)</p>	<p>(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
13	<p align="center">第4節 防災面からみた上田市の概要</p> <p>第1 自然的条件 (略)</p> <p>3 千曲川 上田市の中央を東西に流下する千曲川によって形成された低平地には、市街地が密集している。そのため洪水被害が想定される。上田市ではハザードマップを作成し市民に配布し、注意を呼びかけている。本資料によれば、千曲川の洪水により最大 10m～20m未満の浸水深が予想されている。 (略)</p>	<p align="center">第4節 防災面からみた上田市の概要</p> <p>第1 自然的条件 (略)</p> <p>3 千曲川 上田市の中央を東西に流下する千曲川によって形成された低平地には、市街地が密集している。そのため洪水被害が想定される。上田市ではハザードマップを作成し市民に配布し、注意を呼びかけている。本資料によれば、千曲川の洪水により最大 2.0m～5.0m未満の浸水深が予想されている。 (略)</p>	<p>数値等の修正(以下同じ)</p>
17	<p align="center">第5節 被害想定</p> <p>第1 基本方針 洪水に関しては、上田市災害ハザードマップ及び上田市千曲川洪水ハザードマップが作成され公表された。 上田市における被害想定は、これらの資料をもとに必要な情報を抽出・整理して示した。</p> <p>第2 洪水 上田市の中央を東西に流下する千曲川によって形成された低平地には、市街地が密集している。そのため豪雨時には洪水被害が想定される。上田市では災害ハザードマップ等を作成、市民に配布し、注意を呼びかけている。上田市災害ハザードマップ等は、千曲川・神川・依田川・浦野川などが大雨により増水し、河川が氾濫した場合の浸水予測に基づいて、浸水が及ぶ範囲を示した地図である。洪水の規模は、千曲川は、想定し得る最大規模(千曲川流域の2日間の総雨量396mm)の降雨と100年に1回降ると予想される降雨を対象とし、その他の河川は100年に1回降ると予想される降雨を対象としている。主要河川である千曲川の洪水により最大10m～20m未満の浸水深が予想されている。 千曲川の洪水氾濫の可能性が考えられる危険地域は、千曲川流域でも標高の低い千曲川の谷底平野に分類される地域で、踏入、泉町、上常田、中常田、南天神町、泉平、天神の杜、北天神町、松尾町、末広町、西脇、新町、諏訪部、小牧、諏訪形、中村、三好町、御所、中之条、千曲町、秋和、上塩尻、下塩尻、上田原、川辺町、下之条、築地、半過、大屋、岩下、下青木、久保林、上沢、国分、下堀、上堀、茂沢、下長瀬、石井、狐塚、郷仕川原の各自治会の一部である。</p>	<p align="center">第5節 被害想定</p> <p>第1 基本方針 洪水に関しては、上田市洪水ハザードマップが作成され公表された。 上田市における被害想定は、これらの資料をもとに必要な情報を抽出・整理して示した。</p> <p>第2 洪水 上田市の中央を東西に流下する千曲川によって形成された低平地には、市街地が密集している。そのため豪雨時には洪水被害が想定される。上田市では洪水ハザードマップを作成、市民に配布し、注意を呼びかけている。上田市洪水ハザードマップは、千曲川・神川・依田川・浦野川などが大雨により増水し、河川が氾濫した場合の浸水予測に基づいて、浸水が及ぶ範囲を示した地図である。洪水の規模は、千曲川は、想定し得る最大規模(千曲川流域の2日間の総雨量396mm)の降雨と100年に1回降ると予想される降雨を対象とし、その他の河川は100年に1回降ると予想される降雨を対象としている。主要河川である千曲川の洪水により最大10m～20m未満の浸水深が予想されている。 千曲川の洪水氾濫の可能性が考えられる危険地域は、千曲川流域でも標高の低い千曲川の谷底平野に分類される地域で、下塩尻、上塩尻、秋和、半過、下之条、千曲町、御所、諏訪形、小牧、上堀、下堀、上沢、岩下、大屋、石井の各地区の一部、及びJR上田駅を含む上田市の市街地の一部である。</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
20	<p>第1節 風水害に強いまちづくり (都市建設部、農林部、消防本部、上下水道局)</p>	<p>第1節 風水害に強いまちづくり (都市建設部、農林部、消防本部、上下水道局)</p>	
	<p>(略) 第3 計画の内容</p>	<p>(略) 第3 計画の内容</p>	
	<p>2 風水害に強いまちづくり</p>	<p>2 風水害に強いまちづくり</p>	
	<p>(1) 風水害に強いまちの形成</p>	<p>(1) 風水害に強いまちの形成</p>	
	<p>ア 市は、土砂災害警戒区域の指定について、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。</p>	<p>ア 市は、土砂災害警戒区域の指定について、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。</p>	
	<p>イ 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>イ 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置を講じるものとする。</p>	
	<p>ウ 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るものとする。</p>	<p>ウ 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るものとする。</p>	
	<p>エ 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</p>	<p>エ 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</p>	
	<p>オ 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p>	<p>オ 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p>	
21	<p>(ア) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進</p>	<p>(ア) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進</p>	
	<p>(イ) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示</p>	<p>(イ) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示</p>	
	<p>(ウ) 河川、下水道について築堤、<u>河床掘削</u>、遊水池、放水路、雨水渠、<u>内水排除施設</u>等の建設等の推進</p>	<p>(ウ) 河川、下水道について築堤、<u>河床掘削等</u>の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (記載をより適当な表現に修正)</p>
	<p>(エ) 防災調節(整)池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、実施することによる流域の保水・遊水機能の確保</p>	<p>(エ) 防災調節(整)池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、実施することによる流域の保水・遊水機能の確保</p>	
	<p>(オ) 洪水浸水想定区域、又は雨水出水浸水想定区域(以下「浸水想定区域」という。)の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。</p>	<p>(オ) 洪水浸水想定区域、又は雨水出水浸水想定区域(以下「浸水想定区域」という。)の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。</p>	
	<p>(カ) 浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等(大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市町村地域防災計画に定める。</p>	<p>(カ) 浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等(大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市町村地域防災計画に定める。</p>	
	<p>(キ) 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市は、市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。</p>	<p>(キ) 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市は、市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。</p>	
	<p>(ク) 浸水想定区域をその区域に含む市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。</p>	<p>(ク) 浸水想定区域をその区域に含む市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。</p>	
	<p>(ケ) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を公表し、安全な市土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進</p>	<p>(ケ) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を公表し、安全な市土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
21	<p>(コ) <u>洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>修正理由・備考</p>
22	<p>(サ) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進</p> <p>(シ) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進</p> <p>(ス) 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の推進</p> <p>(セ) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備の推進</p> <p><u>特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木補足式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進</u></p> <p>(ソ) 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進</p> <p>(タ) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え</p> <p>ア 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。</p> <p>イ 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</p> <p>ウ 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。</p>	<p>(コ) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進</p> <p>(サ) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進</p> <p>(シ) 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の推進</p> <p>(ス) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備</p> <p>(追記)</p> <p>(セ) 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進</p> <p>(ソ) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え</p> <p>ア 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。</p> <p>イ 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</p> <p>ウ 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (記載をより適当な表現に修正) (以下同じ)</p>
23	<p>エ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p><u>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p>オ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p>	<p>(追記)</p> <p>エ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p>オ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
24	<p style="text-align: center;">第2節 災害発生直前対策 (全部局、総務部)</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民に対する情報の伝達体制の整備 気象警報・注意報等の伝達は、第3章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統図」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図るものとする。</p> <p>2 避難誘導体制の整備</p> <p>(1) 風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとする。</p> <p>(2) 市は、避難路、避難場所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(3) 市は、<u>指定緊急避難場所</u>を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。</p> <p>(4) 土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。第11節「避難収容活動計画」参照。</p> <p>(5) 市は、避難勧告等の発令区域・タイミング、避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</p> <p><u>(7) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2節 災害発生直前対策 (全部局、総務部)</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民に対する情報の伝達体制の整備 気象警報・注意報等の伝達は、第3章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統図」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図るものとする。</p> <p>2 避難誘導体制の整備</p> <p>(1) 風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとする。</p> <p>(2) 市は、避難路、避難場所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(3) 市は、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。</p> <p>(4) 土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。第11節「避難収容活動計画」参照。</p> <p>(5) 市は、避難勧告等の発令区域・タイミング、避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (以下同じ)</p>
25	<p>3 災害未然防止活動 各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行うものとする。 <u>水防管理者は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 所管施設の緊急点検体制の整備</p> <p>(2) 応急復旧のための体制の整備</p> <p>(3) 防災用資機材の備蓄</p> <p>(4) 水防活動体制の整備 (水防管理者)</p> <p>(5) ダム、せき、水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成 (河川、農業用排水施設管理者)</p> <p>(6) 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備</p>	<p>3 災害未然防止活動 各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行うものとする。 <u>(追記)</u></p> <p>(1) 所管施設の緊急点検体制の整備</p> <p>(2) 応急復旧のための体制の整備</p> <p>(3) 防災用資機材の備蓄</p> <p>(4) 水防活動体制の整備 (水防管理者)</p> <p>(5) ダム、せき、水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成 (河川、農業用排水施設管理者)</p> <p>(6) 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
30	<p style="text-align: center;">第5節 広域相互応援計画 (総務部、消防本部)</p> <p>第1 基本方針 災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。 <u>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。</u> (略)</p> <p>第3 計画の内容 1 防災関係機関相互の連携体制整備 (1) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、<u>実効性の確保に努め</u>、必要な準備を整える。 (2) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。 (3) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第7節 消防・水防活動計画 (総務部、都市建設部、消防本部)</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第5節 広域相互応援計画 (総務部、消防本部)</p> <p>第1 基本方針 災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。 <u>(追記)</u> (略)</p> <p>第3 計画の内容 1 防災関係機関相互の連携体制整備 (1) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。 (2) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。 (3) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第7節 消防・水防活動計画 (総務部、都市建設部、消防本部)</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容 (略)</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (以下同じ)</p>
37	<p>3 防災上重要な施設の管理者等が実施する計画 (1) 地下街等の所有者又は管理者が実施する計画 ア <u>浸水想定区域内に位置し</u>、地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。 イ <u>浸水想定区域内に位置し</u>、地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛消防組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。 なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。</p>	<p>3 防災上重要な施設の管理者等が実施する計画 (1) 地下街等の所有者又は管理者が実施する計画 ア 地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。 イ 地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛消防組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。 なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
37	<p>(2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画</p> <p>ア <u>浸水想定区域内に位置し</u>、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。</p> <p>イ <u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し</u>、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、<u>水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し</u>、当該計画に基づき、<u>避難誘導等の訓練を実施するものとする。また</u>、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>(3) 大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画</p> <p>ア <u>浸水想定区域内に位置し</u>、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>イ 地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛消防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。</p>	<p>(2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画</p> <p>ア 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>イ 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛消防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>(3) 大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画</p> <p>ア 地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練を実施に努めるものとする。</p> <p>イ 地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛消防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（以下同じ）</p>
42	<p style="text-align: center;">第8節 要配慮者支援計画 (総務部、生活環境部、健康福祉部、商工観光部)</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(略)</p> <p>(8) 要配慮者利用施設が実施する対策</p> <p>ア 防災設備等の整備</p> <p>要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（概ね3日間分）を行うものとする。</p> <p>イ 組織体制の整備</p> <p>要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>ウ 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第8節 要配慮者支援計画 (総務部、生活環境部、健康福祉部、商工観光部)</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(略)</p> <p>(8) 要配慮者利用施設が実施する対策</p> <p>ア 防災設備等の整備</p> <p>要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（概ね3日間分）を行うものとする。</p> <p>イ 組織体制の整備</p> <p>要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>ウ 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
42	<p>エ 応援体制及び受援体制の整備 要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。 また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。</p> <p>オ 日本赤十字社長野県支部、県医師会、都市医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。 また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資器材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれ関係機関等と調整するものとする。</p> <p>カ 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全の確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じ防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資器材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。</p> <p>キ 医療機関においては、市、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資器材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資器材等の確保に努めるものとする。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第9節 緊急輸送計画 (総務部、都市建設部)</p> <p>(略)</p>	<p>エ 応援体制及び受援体制の整備 要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。 また、一般の避難場所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。</p> <p>オ 日本赤十字社長野県支部、県医師会、都市医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。 また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資器材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれ関係機関等と調整するものとする。</p> <p>カ 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全の確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じ防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資器材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。</p> <p>キ 医療機関においては、市、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資器材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資器材等の確保に努めるものとする。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第9節 緊急輸送計画 (総務部、都市建設部)</p> <p>(略)</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（以下同じ）</p>
45	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急交通路確保計画 市は、警察署と協議のうえ、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定するものとする。 この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、後述する「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮するものとする。</p> <p>2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画 (1) 市は、最低1か所以上の「物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」を確保、指定するものとする。このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難場所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は、近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定するものとする。 (2) 自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定するものとする。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮するものとする。 (3) 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知するものとする。</p>	<p>3 計画の内容</p> <p>1 緊急交通路確保計画 市は、警察署と協議のうえ、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定するものとする。 この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、後述する「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮するものとする。</p> <p>2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画 (1) 市は、最低1か所以上の「物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」を確保、指定するものとする。このヘリポートは、避難場所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難場所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は、近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定するものとする。 (2) 自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定するものとする。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮するものとする。 (3) 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知するものとする。</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
48	<p align="center">第11節 避難収容活動計画 (総務部、市民参加協働部、健康こども未来部、都市建設部、教育委員会)</p>	<p align="center">第11節 避難収容活動計画 (総務部、市民参加協働部、こども未来部、都市建設部、教育委員会)</p>	名称の修正
(略)	第3 計画の内容	(略)	
50	1 避難計画の策定等	1 避難計画の策定等	
	(5) 住民が実施する計画	(5) 住民が実施する計画	
	ア 家族が慌てず行動できるよう次のことを話し合い家族内の役割分担を決めておくものとする。	ア 家族が慌てず行動できるよう次のことを話し合い家族内の役割分担を決めておくものとする。	
	(ア) 家の中のどこが安全か	(ア) 家の中のどこが安全か	
	(イ) 救急医薬品や火気などの点検	(イ) 救急医薬品や火気などの点検	
	(ウ) 幼児や高齢者の避難の確認	(ウ) 幼児や高齢者の避難の確認	
	(エ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の確認	(エ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の確認	
	(オ) 避難するとき誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこに置くか	(オ) 避難するとき誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこに置くか	
	(カ) 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所の確認	(カ) 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所の確認	
	(キ) 昼と夜の場合の家族の分担	(キ) 昼と夜の場合の家族の分担	
	イ 防災訓練に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。	イ 防災訓練に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。	
	ウ 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、 携帯電話用モバイルバッテリー 等をいつでも持ち出すことができるように備えておく。	ウ 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出すことができるように備えておく。	長野県地域防災計画に合わせて修正 (北海道胆振東部地震を踏まえた修正)
50	2 避難場所等の確保	2 避難場所等の確保	
(略)		(略)	
51	(4) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、 地域的な特性や過去の訓練、想定される災害等を踏まえ 、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。	(4) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、 地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ 、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「避難場所運営マニュアル」の整備を図る。なお、本マニュアルの作成にあたっては、障がい者、男女の視点など多様な意見を反映し、どこの指定避難所でもストレスの少ない避難生活が送れるように努めるものとする。	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (以下同じ)
	なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載するものとする。	なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載するものとする。	
	(5) 指定避難所の円滑な運営のため、地域住民や自主防災組織からなる避難所運営委員会の協力のもと、市及び施設管理者による「 指定 避難所運営マニュアル」の整備を図る。なお、本マニュアルの作成にあたっては、障がい者、男女の視点など多様な意見を反映し、どこの指定避難所でもストレスの少ない避難生活が送れるように努めるものとする。	(5) 指定避難所の円滑な運営のため、地域住民や自主防災組織からなる避難場所運営委員会の協力のもと、市及び施設管理者による「 避難場所 運営マニュアル」の整備を図る。なお、本マニュアルの作成にあたっては、障がい者、男女の視点など多様な意見を反映し、どこの指定避難所でもストレスの少ない避難生活が送れるように努めるものとする。	
	(6) 指定緊急避難場所については、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫(一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水)、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の 開放 を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。	(6) 指定緊急避難場所については、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫(一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水)、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の 開設 を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。	
	なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間であることに努めるものとする。	なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間であることに努めるものとする。	
	(7) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。	(7) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。	
	(8) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。	(8) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。	
	(9) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。	(9) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。	
	(10) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に 指定 避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。	(10) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に 避難場所 運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。	
	(11) 市及び各 指定 避難所の運営者は、 指定 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。	(11) 市及び各 避難場所 の運営者は、 避難場所 の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。	

頁	新	旧	修正理由・備考
51	<p>3 避難所の確保</p> <p>(1) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞留させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(2) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>(3) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。</p> <p>(4) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、<u>良好な生活環境を確保するために</u>、換気、照明等の施設を整備に努めるものとする。 なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p>(5) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(6) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。</p> <p>(7) 指定された指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。</p> <p>(8) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。 また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、<u>必要に応じて</u>福祉避難所を指定するよう努めるものとする。 なお、災害発生時に指定避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(9) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受け入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(10) 公有地はもとより私有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。</p> <p>(11) 「避難所マニュアル策定指針」（平成24年3月長野県危機管理部）等を参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(12) 市が指定避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等に努めるものとする。</p> <p>(13) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>(14) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p><u>(15) 市及び指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</u></p>	<p>3 避難所の確保</p> <p>(1) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞留させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(2) 市は、学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、避難場所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難場所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>(3) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。</p> <p>(4) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、<u>暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備</u>の整備に努めるものとする。 なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p>(5) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(6) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。</p> <p>(7) 指定された避難場所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。</p> <p>(8) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。 また、一般の避難場所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。 なお、災害発生時に避難場所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(9) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受け入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(10) 公有地はもとより私有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。</p> <p>(11) 「避難所マニュアル策定指針」（平成24年3月長野県危機管理部）等を参考として、各避難場所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(12) 市が指定避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等に努めるものとする。</p> <p>(13) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>(14) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (以下同じ)</p>
52			

頁	新	旧	修正理由・備考
53	<p>5 学校における避難計画</p> <p>市立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておくものとする。</p> <p>また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導するものとする。</p> <p>(1) 防災計画（教育委員会）</p> <p>ア 学校長は、災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成にあたっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議するものとする。</p> <p>イ 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育委員会（以下「市教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。</p> <p>ウ 防災計画には、以下の事項を定めておくものとする。</p> <p>(ア) 災害対策に係る防災組織の編成 (イ) 災害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法 (ウ) 市教委、市、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法 (エ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法 (オ) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法 (カ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法 (キ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法 (ク) 児童生徒等が登下校の途中で災害にあった場合の避難方法 (ケ) 児童生徒等の救護方法 (コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法 (サ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法</p>	<p>5 学校における避難計画</p> <p>市立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておくものとする。</p> <p>また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導するものとする。</p> <p>(1) 防災計画（教育委員会）</p> <p>ア 学校長は、災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成にあたっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議するものとする。</p> <p>イ 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育委員会（以下「市教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。</p> <p>ウ 防災計画には、以下の事項を定めておくものとする。</p> <p>(ア) 災害対策に係る防災組織の編成 (イ) 災害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法 (ウ) 市教委、市、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法 (エ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法 (オ) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法 (カ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法 (キ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法 (ク) 児童生徒等が登下校の途中で災害にあった場合の避難方法 (ケ) 児童生徒等の救護方法 (コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法 (サ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法</p>	
54	<p>(シ) <u>指定</u>避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）</p> <p>(ス) 防災訓練の回数、時期、方法</p> <p>(セ) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施</p> <p>(ソ) 災害後における応急教育に関する事項</p> <p>(タ) その他、学校長が必要とする事項</p> <p>(略)</p>	<p>(シ) <u>避難場</u>所の開設への協力（施設・設備の開放等）</p> <p>(ス) 防災訓練の回数、時期、方法</p> <p>(セ) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施</p> <p>(ソ) 災害後における応急教育に関する事項</p> <p>(タ) その他、学校長が必要とする事項</p> <p>(略)</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (以下同じ)</p>
55	<p>第12節 男女共同参画の視点による防災対策 (全部局)</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「地域」(地域コミュニティ)は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要である。地域においては、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、男女が共に担わないと立ち行かなくなる状況となっている。こうした中で行政だけでなく、一人ひとりが加わって「新しい公共」を創造し、地域力を高め、持続可能な社会を築くには、地域における男女共同参画が不可欠である。</p> <p>そのためには、地域における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や特定の性や年齢層で担われている消防団等防災分野への女性の参画により、男女共同参画の視点を反映させることが必要である。</p> <p>また、<u>指定</u>避難所等の備蓄、運営にあたっては、男女の違いに配慮した備蓄品の選定や男女別の更衣室、授乳場所を優先的に整備するなど、男女共同参画の視点による<u>指定</u>避難所の運営が必要である。</p> <p>(略)</p>	<p>第12節 男女共同参画の視点による防災対策 (全部局)</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「地域」(地域コミュニティ)は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要である。地域においては、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、男女が共に担わないと立ち行かなくなる状況となっている。こうした中で行政だけでなく、一人ひとりが加わって「新しい公共」を創造し、地域力を高め、持続可能な社会を築くには、地域における男女共同参画が不可欠である。</p> <p>そのためには、地域における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や特定の性や年齢層で担われている消防団等防災分野への女性の参画により、男女共同参画の視点を反映させることが必要である。</p> <p>また、<u>避難場</u>所等の備蓄、運営にあたっては、男女の違いに配慮した備蓄品の選定や男女別の更衣室、授乳場所を優先的に整備するなど、男女共同参画の視点による<u>避難場</u>所の運営が必要である。</p> <p>(略)</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
55	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災分野における女性参画の拡大</p> <p>(1) 防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、政策・方針決定過程や被災者支援への女性の参画拡大を図る。</p> <p>(2) 被災時には、増大した家庭の責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災の取り組みを進めるにあたっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。市は、地域防災計画の策定及び、災害に関する政策・方針を決定する際には、女性を参画させ、女性の視点で計画等を決定するよう努める。</p> <p>2 性差を踏まえた備蓄の実施、指定避難所の運営</p> <p>(1) <u>指定</u>避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとなるよう努めるものとする。 また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮し、運営を行う。</p> <p>(2) <u>指定</u>避難所の備蓄・運営に関しては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、<u>指定</u>避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した<u>指定</u>避難所の運営に努めるものとする。</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災分野における女性参画の拡大</p> <p>(1) 防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、政策・方針決定過程や被災者支援への女性の参画拡大を図る。</p> <p>(2) 被災時には、増大した家庭の責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災の取り組みを進めるにあたっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。市は、地域防災計画の策定及び、災害に関する政策・方針を決定する際には、女性を参画させ、女性の視点で計画等を決定するよう努める。</p> <p>2 性差を踏まえた備蓄の実施、避難場所の運営</p> <p>(1) <u>避難場所</u>における生活環境に注意を払い、常に良好なものとなるよう努めるものとする。 また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮し、運営を行う。</p> <p>(2) <u>避難場所</u>の備蓄・運営に関しては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、<u>避難場所</u>における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した<u>避難場所</u>の運営に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (以下同じ)</p>
59	<p style="text-align: center;">第14節 食料品等の備蓄・調達計画 (総務部)</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>この間、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 住民が発災直後から最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発する。また、食料の供給について、国や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。</p> <p>2 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。</p> <p>3 <u>初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点の設けるなど、態勢の整備に努める。</u></p>	<p style="text-align: center;">第14節 食料品等の備蓄・調達計画 (総務部)</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>この間、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 住民が発災直後から最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発する。また、食料の供給について、国や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。</p> <p>2 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p>	
79	<p style="text-align: center;">第28節 道路及び橋梁災害予防計画 (都市建設部、関係機関)</p> <p>第1 基本方針</p> <p>風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替<u>路</u>の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。</p>	<p style="text-align: center;">第28節 道路及び橋梁災害予防計画 (都市建設部、関係機関)</p> <p>第1 基本方針</p> <p>風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替<u>性</u>の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正(記載をより適当な表現に修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
82	<p style="text-align: center;">第3 1 節 農林水産物災害予防計画 (農林部)</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 農水産物災害予防計画 農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。</p> <p>2 林産物災害予防計画 (1) 上田市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。 (2) 県と連携を図りながら林産物生産、流通、加工現場において、<u>事業者が施設管理を適切に行うよう指導</u>するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3 1 節 農林水産物災害予防計画 (農林部)</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 農水産物災害予防計画 農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。</p> <p>2 林産物災害予防計画 (1) 上田市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。 (2) 県と連携を図りながら林産物生産、流通、加工現場において<u>安全パトロールを実施</u>するものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (市が安全パトロールをすべての施設で行うのは現実的でないため、実態に即した記載に修正)</p>
89	<p style="text-align: center;">第3 5 節 災害復旧・復興への備え (全部局)</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応 (1) 地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする (2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努めるものとする。 (3) 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。 (4) 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 (5) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第3 5 節 災害復旧・復興への備え (全部局)</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応 (1) 地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする (2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努めるものとする。 (3) 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。 (4) 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難場所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 (5) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (以下同じ)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
93	<p style="text-align: center;">第37節 企業防災に関する計画 (総務部、商工観光部)</p> <p>第1 基本方針 企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。 各企業において、これらの重要性を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。</u> また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。</p> <p>第2 主な取組み 1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。</p> <p>第3 計画の内容 1 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。 2 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 3 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するものとする。 4 企業が実施する計画 (1) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。 (2) <u>強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制すると共に、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、</u>予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。 (3) 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。 (4) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第37節 企業防災に関する計画 (総務部、商工観光部)</p> <p>第1 基本方針 企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。 各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。 また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。</p> <p>第2 主な取組み 1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。</p> <p>第3 計画の内容 1 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。 2 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 3 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するものとする。 4 企業が実施する計画 (1) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。 (2) <u>社屋内外の耐震化・安全化を推進し、</u>防災体制の整備、防災訓練の実施、<u>事業所の耐震化、</u>予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。 (3) 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。 (4) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (以下同じ)</p> <p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (耐震化については震災対策編に移動)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
94	<p style="text-align: center;">第38節 ボランティア活動の環境整備 (健康福祉部、関係機関)</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 ボランティアの事前登録 多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるとされており、事前登録制度の推進を図ることが必要である。 市社会福祉協議会は、災害時における多様なボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。</p> <p>2 防災ボランティア活動の環境整備 平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。</p> <p>3 ボランティア団体間の連携 市及び県は、ボランティアグループ・団体、<u>中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)</u>相互間の連携を深めるため連絡会議の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。</p> <p>4 ボランティアコーディネーターの養成 市、市社会福祉協議会及び県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等は、災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力してボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第38節 ボランティア活動の環境整備 (健康福祉部、関係機関)</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 ボランティアの事前登録 多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるとされており、事前登録制度の推進を図ることが必要である。 市社会福祉協議会は、災害時における多様なボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。</p> <p>2 防災ボランティア活動の環境整備 平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。</p> <p>3 ボランティア団体間の連携 市及び県は、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。</p> <p>4 ボランティアコーディネーターの養成 市、市社会福祉協議会及び県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等は、災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力してボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (以下同じ)</p>
96	<p style="text-align: center;">第39節 災害対策基金等積立及び運用計画 (財政部)</p> <p>第1 基本方針 <u>災害応急対策のための</u>災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、災害救助基金及び財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第39節 災害対策基金等積立及び運用計画 (財政部)</p> <p>第1 基本方針 災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、災害救助基金及び財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図る。</p>	
98	<p style="text-align: center;">第41節 観光地の災害予防計画 (商工観光部、関係機関)</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保 (1) 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備するものとする。 (2) それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行うものとする。</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保策 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導体制の<u>整備や非常用電源の確保を図る</u>ものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第41節 観光地の災害予防計画 (商工観光部、関係機関)</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保 (1) 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備するものとする。 (2) それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行うものとする。</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保策 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導体制を整備するものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (北海道胆振東部地震を踏まえた修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
102	<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p style="text-align: right;">(全局局)</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p style="text-align: right;">(全局局)</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(略)</p>	
103	<p>2 住民の避難誘導対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p>また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難のための避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行い、避難誘導活動を実施するものとする。</p> <p>特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>イ 避難行動要支援者については避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。</p> <p>当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。</p> <p>また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。</p> <p>ウ 住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。</p> <p>エ 災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。</p> <p>オ 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>カ 市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所又は指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て指定避難所とするものとする。</p> <p>キ 住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達に当たっては、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>ク 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努めるものとする。</p> <p>ケ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講じる。</p> <p>コ 避難指示（緊急）、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p><u>サ 市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u></p>	<p>2 住民の避難誘導対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p>また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難のための避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行い、避難誘導活動を実施するものとする。</p> <p>特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>イ 避難行動要支援者については避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。</p> <p>当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。</p> <p>また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。</p> <p>ウ 住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。</p> <p>エ 災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。</p> <p>オ 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>カ 市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所又は指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。</p> <p>キ 住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達に当たっては、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>ク 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努めるものとする。</p> <p>ケ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講じる。</p> <p>コ 避難指示（緊急）、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に 合わせて修正 (以下同じ)</p>
104			

頁	新	旧	修正理由・備考																														
130	<p style="text-align: center;">第3節 非常参集職員の活動 (全部局、全機関)</p> <p>(略) 第3 活動の内容 (略) 2 組織、配備基準 市は、1の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておき、直ちに災害応急対策を実施するものとする。この場合における上田市災害対策本部の設置基準、配備体制の種別等については、以下のように定めるものとする。</p> <p>職員の配備区分と配備基準</p> <table border="1" data-bbox="197 459 1043 1476"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>配備職員</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒第1次体制</td> <td>・本庁及び丸子・真田・武石の各地域自治センターの地域振興課の職員並びに住民避難及び森林整備・土地改良・土木関係施設担当課の係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員 (前記の防災担当課以外の職員については、状況により自宅待機) → <u>総務企画班長が指名する危機管理担当政策幹又は、指名された危機管理担当政策幹が指名する職員</u></td> <td>(1) 市域で震度3又は4の地震が発生した場合 (2) 気象庁が東海地域観測情報を発表した場合 (3) 気象庁が浅間山に係る臨時火山情報を発表した場合 (4) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表した場合 ・注意報であっても災害の発生が予想される場合で危機管理防災課長が必要と認めたとき</td> </tr> <tr> <td>警戒第2次体制</td> <td>・係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機) → <u>危機管理担当政策幹又は、危機管理担当政策幹が指名する職員</u> → <u>危機管理担当参事(災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき)</u></td> <td>(1) 気象庁が東海地震注意情報を発表した場合 (2) 気象庁が浅間山に係る緊急火山情報を発表した場合 (3) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき (4) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ降雪の深さが市内平地において警報発表基準(12時間の降雪の深さ20cm)を超え、さらに降雪が見込まれるとき (5) 災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき</td> </tr> <tr> <td>緊急体制</td> <td>・係長以上の全職員及び所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機) → <u>原則として、自分の所属に参集する。</u> → <u>自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。</u> → <u>震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。</u></td> <td>(1) 市域で震度5弱又は5強の地震が発生した場合 (2) 東海地震に係る警戒宣言が発令された場合(気象庁が東海地震予知情報を発表した場合) ・南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表された場合 (3) 気象庁が市域に係る気象に関する特別警報(大雨、暴風、暴風雪又は大雪)を発表した場合 (4) 長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった場合 (5) 現に災害が起こっており、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合で、市長が必要と認めたとき</td> </tr> <tr> <td>全体体制</td> <td>・全職員 → <u>原則として、自分の所属に参集する。</u> → <u>自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。</u> → <u>震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。</u></td> <td>(1) 市域で震度6弱以上の地震が発生した場合 (2) 全市域にわたって大災害が発生、若しくは発生が予想される状況に至った場合又は局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき (3) 自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想される時(職員の自主判断)</td> </tr> </tbody> </table>	体制	配備職員	配備基準	警戒第1次体制	・本庁及び丸子・真田・武石の各地域自治センターの地域振興課の職員並びに住民避難及び森林整備・土地改良・土木関係施設担当課の係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員 (前記の防災担当課以外の職員については、状況により自宅待機) → <u>総務企画班長が指名する危機管理担当政策幹又は、指名された危機管理担当政策幹が指名する職員</u>	(1) 市域で震度3又は4の地震が発生した場合 (2) 気象庁が東海地域観測情報を発表した場合 (3) 気象庁が浅間山に係る臨時火山情報を発表した場合 (4) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表した場合 ・注意報であっても災害の発生が予想される場合で危機管理防災課長が必要と認めたとき	警戒第2次体制	・係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機) → <u>危機管理担当政策幹又は、危機管理担当政策幹が指名する職員</u> → <u>危機管理担当参事(災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき)</u>	(1) 気象庁が東海地震注意情報を発表した場合 (2) 気象庁が浅間山に係る緊急火山情報を発表した場合 (3) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき (4) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ降雪の深さが市内平地において警報発表基準(12時間の降雪の深さ20cm)を超え、さらに降雪が見込まれるとき (5) 災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき	緊急体制	・係長以上の全職員及び所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機) → <u>原則として、自分の所属に参集する。</u> → <u>自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。</u> → <u>震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。</u>	(1) 市域で震度5弱又は5強の地震が発生した場合 (2) 東海地震に係る警戒宣言が発令された場合(気象庁が東海地震予知情報を発表した場合) ・南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表された場合 (3) 気象庁が市域に係る気象に関する特別警報(大雨、暴風、暴風雪又は大雪)を発表した場合 (4) 長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった場合 (5) 現に災害が起こっており、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合で、市長が必要と認めたとき	全体体制	・全職員 → <u>原則として、自分の所属に参集する。</u> → <u>自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。</u> → <u>震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。</u>	(1) 市域で震度6弱以上の地震が発生した場合 (2) 全市域にわたって大災害が発生、若しくは発生が予想される状況に至った場合又は局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき (3) 自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想される時(職員の自主判断)	<p style="text-align: center;">第3節 非常参集職員の活動 (全部局、全機関)</p> <p>(略) 第3 活動の内容 (略) 2 組織、配備基準 市は、1の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておき、直ちに災害応急対策を実施するものとする。この場合における上田市災害対策本部の設置基準、配備体制の種別等については、以下のように定めるものとする。</p> <p>職員の配備区分と発令基準</p> <table border="1" data-bbox="1099 459 1951 1476"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>配備職員</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒第1次体制</td> <td>・本庁及び丸子・真田・武石の各地域自治センターの地域振興課の職員並びに住民避難及び森林整備・土地改良・土木関係施設担当課の係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員[前記の防災担当課以外の職員については、状況により自宅待機とする。] (<u>新設</u>)</td> <td>(1) 市域で震度3又は4の地震が発生した場合 (2) 気象庁が東海地域観測情報を発表した場合 (3) 気象庁が浅間山に係る臨時火山情報を発表した場合 (4) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表した場合 ・注意報であっても災害の発生が予想される場合で危機管理防災課長が必要と認めたとき</td> </tr> <tr> <td>警戒第2次体制</td> <td>・係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機) (<u>新設</u>)</td> <td>(1) 気象庁が東海地震注意情報を発表した場合 (2) 気象庁が浅間山に係る緊急火山情報を発表した場合 (3) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき (4) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ降雪の深さが市内平地において警報発表基準(12時間の降雪の深さ20cm)を超え、さらに降雪が見込まれるとき (5) 災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき</td> </tr> <tr> <td>緊急体制</td> <td>・係長以上の全職員及び所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機) → <u>原則として、自分の所属に参集する。</u> → <u>自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(避難場所開設者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。</u> → <u>震度5弱以上の地震が発生したときは、避難場所開設者は担当の避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。</u></td> <td>(1) 市域で震度5弱又は5強の地震が発生した場合 (2) 東海地震に係る警戒宣言が発令された場合(気象庁が東海地震予知情報を発表した場合) ・南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表された場合 (3) 気象庁が市域に係る気象に関する特別警報(大雨、暴風、暴風雪又は大雪)を発表した場合 (4) 長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった場合 (5) 現に災害が起こっており、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合で、市長が必要と認めたとき</td> </tr> <tr> <td>全体体制</td> <td>・全職員 → <u>原則として、自分の所属に参集する。</u> → <u>自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(避難場所開設者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。</u> → <u>震度5弱以上の地震が発生したときは、避難場所開設者は担当の避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。</u></td> <td>(1) 市域で震度6弱以上の地震が発生した場合 (2) 全市域にわたって大災害が発生、若しくは発生が予想される状況に至った場合又は局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき (3) 自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想される時(職員の自主判断)</td> </tr> </tbody> </table>	体制	配備職員	配備基準	警戒第1次体制	・本庁及び丸子・真田・武石の各地域自治センターの地域振興課の職員並びに住民避難及び森林整備・土地改良・土木関係施設担当課の係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員[前記の防災担当課以外の職員については、状況により自宅待機とする。] (<u>新設</u>)	(1) 市域で震度3又は4の地震が発生した場合 (2) 気象庁が東海地域観測情報を発表した場合 (3) 気象庁が浅間山に係る臨時火山情報を発表した場合 (4) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表した場合 ・注意報であっても災害の発生が予想される場合で危機管理防災課長が必要と認めたとき	警戒第2次体制	・係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機) (<u>新設</u>)	(1) 気象庁が東海地震注意情報を発表した場合 (2) 気象庁が浅間山に係る緊急火山情報を発表した場合 (3) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき (4) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ降雪の深さが市内平地において警報発表基準(12時間の降雪の深さ20cm)を超え、さらに降雪が見込まれるとき (5) 災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき	緊急体制	・係長以上の全職員及び所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機) → <u>原則として、自分の所属に参集する。</u> → <u>自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(避難場所開設者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。</u> → <u>震度5弱以上の地震が発生したときは、避難場所開設者は担当の避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。</u>	(1) 市域で震度5弱又は5強の地震が発生した場合 (2) 東海地震に係る警戒宣言が発令された場合(気象庁が東海地震予知情報を発表した場合) ・南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表された場合 (3) 気象庁が市域に係る気象に関する特別警報(大雨、暴風、暴風雪又は大雪)を発表した場合 (4) 長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった場合 (5) 現に災害が起こっており、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合で、市長が必要と認めたとき	全体体制	・全職員 → <u>原則として、自分の所属に参集する。</u> → <u>自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(避難場所開設者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。</u> → <u>震度5弱以上の地震が発生したときは、避難場所開設者は担当の避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。</u>	(1) 市域で震度6弱以上の地震が発生した場合 (2) 全市域にわたって大災害が発生、若しくは発生が予想される状況に至った場合又は局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき (3) 自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想される時(職員の自主判断)	<p>市の組織改正に伴い 配備職員の新設 (以下同じ)</p> <p>国の防災基本計画、 長野県地域防災計画 に合わせて修正 (以下同じ)</p>
体制	配備職員	配備基準																															
警戒第1次体制	・本庁及び丸子・真田・武石の各地域自治センターの地域振興課の職員並びに住民避難及び森林整備・土地改良・土木関係施設担当課の係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員 (前記の防災担当課以外の職員については、状況により自宅待機) → <u>総務企画班長が指名する危機管理担当政策幹又は、指名された危機管理担当政策幹が指名する職員</u>	(1) 市域で震度3又は4の地震が発生した場合 (2) 気象庁が東海地域観測情報を発表した場合 (3) 気象庁が浅間山に係る臨時火山情報を発表した場合 (4) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表した場合 ・注意報であっても災害の発生が予想される場合で危機管理防災課長が必要と認めたとき																															
警戒第2次体制	・係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機) → <u>危機管理担当政策幹又は、危機管理担当政策幹が指名する職員</u> → <u>危機管理担当参事(災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき)</u>	(1) 気象庁が東海地震注意情報を発表した場合 (2) 気象庁が浅間山に係る緊急火山情報を発表した場合 (3) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき (4) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ降雪の深さが市内平地において警報発表基準(12時間の降雪の深さ20cm)を超え、さらに降雪が見込まれるとき (5) 災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき																															
緊急体制	・係長以上の全職員及び所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機) → <u>原則として、自分の所属に参集する。</u> → <u>自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。</u> → <u>震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。</u>	(1) 市域で震度5弱又は5強の地震が発生した場合 (2) 東海地震に係る警戒宣言が発令された場合(気象庁が東海地震予知情報を発表した場合) ・南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表された場合 (3) 気象庁が市域に係る気象に関する特別警報(大雨、暴風、暴風雪又は大雪)を発表した場合 (4) 長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった場合 (5) 現に災害が起こっており、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合で、市長が必要と認めたとき																															
全体体制	・全職員 → <u>原則として、自分の所属に参集する。</u> → <u>自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。</u> → <u>震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。</u>	(1) 市域で震度6弱以上の地震が発生した場合 (2) 全市域にわたって大災害が発生、若しくは発生が予想される状況に至った場合又は局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき (3) 自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想される時(職員の自主判断)																															
体制	配備職員	配備基準																															
警戒第1次体制	・本庁及び丸子・真田・武石の各地域自治センターの地域振興課の職員並びに住民避難及び森林整備・土地改良・土木関係施設担当課の係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員[前記の防災担当課以外の職員については、状況により自宅待機とする。] (<u>新設</u>)	(1) 市域で震度3又は4の地震が発生した場合 (2) 気象庁が東海地域観測情報を発表した場合 (3) 気象庁が浅間山に係る臨時火山情報を発表した場合 (4) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表した場合 ・注意報であっても災害の発生が予想される場合で危機管理防災課長が必要と認めたとき																															
警戒第2次体制	・係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機) (<u>新設</u>)	(1) 気象庁が東海地震注意情報を発表した場合 (2) 気象庁が浅間山に係る緊急火山情報を発表した場合 (3) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき (4) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ降雪の深さが市内平地において警報発表基準(12時間の降雪の深さ20cm)を超え、さらに降雪が見込まれるとき (5) 災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき																															
緊急体制	・係長以上の全職員及び所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機) → <u>原則として、自分の所属に参集する。</u> → <u>自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(避難場所開設者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。</u> → <u>震度5弱以上の地震が発生したときは、避難場所開設者は担当の避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。</u>	(1) 市域で震度5弱又は5強の地震が発生した場合 (2) 東海地震に係る警戒宣言が発令された場合(気象庁が東海地震予知情報を発表した場合) ・南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表された場合 (3) 気象庁が市域に係る気象に関する特別警報(大雨、暴風、暴風雪又は大雪)を発表した場合 (4) 長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった場合 (5) 現に災害が起こっており、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合で、市長が必要と認めたとき																															
全体体制	・全職員 → <u>原則として、自分の所属に参集する。</u> → <u>自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(避難場所開設者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。</u> → <u>震度5弱以上の地震が発生したときは、避難場所開設者は担当の避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。</u>	(1) 市域で震度6弱以上の地震が発生した場合 (2) 全市域にわたって大災害が発生、若しくは発生が予想される状況に至った場合又は局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき (3) 自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想される時(職員の自主判断)																															

頁	新	旧	修正理由・備考
131	<p>【警戒第1次体制非常参集伝達系統】</p> <p>【勤務時間中】</p> <p>【勤務時間外】</p> <p>【警戒第2次体制非常参集伝達系統】</p> <p>【勤務時間中】</p> <p>【勤務時間外】</p>	<p>【警戒第1次体制非常参集伝達系統】</p> <p>【勤務時間中】</p> <p>【勤務時間外】</p> <p>【警戒第2次体制非常参集伝達系統】</p> <p>【勤務時間中】</p> <p>【勤務時間外】</p>	<p>市の組織改正に伴い 新たな役職を伝達系統に追加 (以下同じ)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考																																																																														
132	<p>(1) 活動体制 必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の配備等について以下のように定めるものとする。</p> <p>本部の組織及び分掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本部</th> <th>部署名 責任者</th> <th>班名 ◎班長、○副班長</th> <th>班員</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">本部長(市長) 副本部長(副市长) 本部分(教育長(政策企画部長(会計管理者) その他本部長が指名する者</td> <td rowspan="10">本部署 総務部長</td> <td rowspan="10">◎総務企画課 ◎危機管理防災課長 ○総務課長 ○行政管理課長 ○庁舎整備室長 ○政策企画課長 ◎<u>学園都市推進室長</u> ◎<u>交流文化スポーツ課長</u> ◎<u>交流文化芸術セナ副館長</u> ○上田市立美術館 ○上田文化会館長 ○九子文化会館長 ◎<u>上田市政政策研究セナ長</u></td> <td>危機管理防災課 総務課 行政管理課 庁舎整備室 政策企画課 <u>学園都市推進室</u> <u>交流文化スポーツ課</u> 交流文化芸術センター 上田市立美術館 上田文化会館 九子文化会館 <u>上田市政政策研究セナ</u></td> <td>1 本部の運営、総合企画及び連絡調整に関すること 2 災害情報の入手、各対策部の被害状況のとりまとめ及び報告に関すること 3 各対策部への要請・連絡に関すること 4 防災行政無線の運用に関すること 5 職員の動員に関すること 6 関係機関・団体等に対する協力応援要請に関すること 7 自衛隊の高圧要請及び救護活動の受け入れに関すること 8 従事命令による者の事故補償に関すること 9 災害救助法の適用申請に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">◎情報システム課長 ○広報メディア・ポータル課長</td> <td>情報システム課 広報メディア・ポータル課</td> <td>1 非常無線通信に関すること 2 アマチュア無線との連携に関すること</td> </tr> <tr> <td>◎広報メディア・ポータル課長 ○秘書課長 ○情報システム課長</td> <td>広報メディア・ポータル課 秘書課 情報システム課</td> <td>1 市民への防災知識の普及に関すること 2 市民への災害広報に関すること 3 渉外に関すること 4 災害写真等の収集及び災害記録の作成に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">◎<u>公有財産管理課長</u> ○<u>契約検査課長</u> ○<u>行政管理局長</u> ○<u>財産活用課長</u> ○<u>真田地域振興課長</u> ○<u>会計課係長</u></td> <td rowspan="3">◎<u>公有財産管理課</u> ◎<u>契約検査課</u> ○<u>行政管理局</u> ○<u>財産活用課</u> ○<u>真田地域振興課</u> ○<u>会計課</u></td> <td>◎<u>契約検査課</u> ○<u>行政管理局</u> ○<u>財産活用課</u> ○<u>真田地域振興課</u> ○<u>会計課</u></td> <td>1 避難者の移送・輸送に関すること 2 車両の借り上げ等に関すること 3 緊急車両の登録に関すること 4 緊急物資の調達に関すること 5 市有財産の保全に関すること 6 有線・無線などの通信の確保に関すること 7 本部体制(主として本庁舎)の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>◎<u>財政課長</u></td> <td>◎<u>財政課</u></td> <td>1 災害経費の手続きに関すること 2 災害復旧計画事業及び財政に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">◎市民参加、協働推進課長 ◎<u>移住交流推進課長</u> ◎<u>入籍男女共生課長</u> ○市民課長 ○税務課長 ○収納管理課長 ○教育総務課長 ○学校教育課長</td> <td rowspan="4">◎市民参加、協働推進課 <u>移住交流推進課</u> <u>入籍男女共生課</u> 市民課 税務課 収納管理課 学校避難場所対応のみ 教育総務課 学校教育課</td> <td>◎市民参加、協働推進課 <u>移住交流推進課</u> <u>入籍男女共生課</u> 市民課 税務課 収納管理課 学校避難場所対応のみ 教育総務課 学校教育課</td> <td>1 人及び人家の被害調査に関すること 2 災害証明の発行に関すること(大規模災害時) 3 食糧の調達供給に関すること 4 <u>指定緊急避難場所</u>の開設、運営管理の総括及び避難経路に関すること 5 避難所運営委員会との連絡調整に関すること 6 被災者の避難誘導に関すること 7 被災者の指導及び収容に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">◎<u>協力課</u> ○<u>丸子地域自治セナ次長</u> ○<u>真田地域自治セナ次長</u> ○<u>武石地域自治セナ次長</u> ○<u>豊巖地域自治セナ次長</u> ○<u>塩田地域自治セナ次長</u> ○<u>川西地域自治セナ次長</u></td> <td rowspan="2">◎<u>協力課</u> ◎<u>丸子地域自治センター</u> ◎<u>真田地域自治センター</u> ◎<u>武石地域自治センター</u> ◎<u>豊巖地域自治センター</u> ◎<u>塩田地域自治センター</u> ◎<u>川西地域自治センター</u></td> <td>1 各対策部への連絡・協力に関すること 2 応急対策に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">◎<u>環境衛生課</u> ◎<u>生活環境課長</u> ○<u>上田市消費生活セナ次長</u></td> <td rowspan="2">◎<u>生活環境課</u> ◎<u>上田市消費生活センター</u></td> <td>1 環境衛生に関すること 2 避難所の環境の保持に関すること 3 連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">◎<u>清掃課</u> ◎<u>廃棄物対策課長</u> ○<u>ごみ減量企画室長</u> ○<u>資源循環型施設建設関連事業課長</u></td> <td rowspan="3">◎<u>廃棄物対策課</u> ◎<u>ごみ減量企画室</u> ◎<u>資源循環型施設建設関連事業課</u></td> <td>1 ごみの収集及び処理事務に関すること 2 処分地の確保に関すること 3 連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">◎<u>住宅課</u> ◎<u>住宅課長</u></td> <td rowspan="2">◎<u>住宅課</u></td> <td>1 市営住宅の確保に関すること 2 住宅のあっせんに関すること</td> </tr> </tbody> </table>	本部	部署名 責任者	班名 ◎班長、○副班長	班員	分掌事務	本部長(市長) 副本部長(副市长) 本部分(教育長(政策企画部長(会計管理者) その他本部長が指名する者	本部署 総務部長	◎総務企画課 ◎危機管理防災課長 ○総務課長 ○行政管理課長 ○庁舎整備室長 ○政策企画課長 ◎ <u>学園都市推進室長</u> ◎ <u>交流文化スポーツ課長</u> ◎ <u>交流文化芸術セナ副館長</u> ○上田市立美術館 ○上田文化会館長 ○九子文化会館長 ◎ <u>上田市政政策研究セナ長</u>	危機管理防災課 総務課 行政管理課 庁舎整備室 政策企画課 <u>学園都市推進室</u> <u>交流文化スポーツ課</u> 交流文化芸術センター 上田市立美術館 上田文化会館 九子文化会館 <u>上田市政政策研究セナ</u>	1 本部の運営、総合企画及び連絡調整に関すること 2 災害情報の入手、各対策部の被害状況のとりまとめ及び報告に関すること 3 各対策部への要請・連絡に関すること 4 防災行政無線の運用に関すること 5 職員の動員に関すること 6 関係機関・団体等に対する協力応援要請に関すること 7 自衛隊の高圧要請及び救護活動の受け入れに関すること 8 従事命令による者の事故補償に関すること 9 災害救助法の適用申請に関すること	◎情報システム課長 ○広報メディア・ポータル課長	情報システム課 広報メディア・ポータル課	1 非常無線通信に関すること 2 アマチュア無線との連携に関すること	◎広報メディア・ポータル課長 ○秘書課長 ○情報システム課長	広報メディア・ポータル課 秘書課 情報システム課	1 市民への防災知識の普及に関すること 2 市民への災害広報に関すること 3 渉外に関すること 4 災害写真等の収集及び災害記録の作成に関すること	◎ <u>公有財産管理課長</u> ○ <u>契約検査課長</u> ○ <u>行政管理局長</u> ○ <u>財産活用課長</u> ○ <u>真田地域振興課長</u> ○ <u>会計課係長</u>	◎ <u>公有財産管理課</u> ◎ <u>契約検査課</u> ○ <u>行政管理局</u> ○ <u>財産活用課</u> ○ <u>真田地域振興課</u> ○ <u>会計課</u>	◎ <u>契約検査課</u> ○ <u>行政管理局</u> ○ <u>財産活用課</u> ○ <u>真田地域振興課</u> ○ <u>会計課</u>	1 避難者の移送・輸送に関すること 2 車両の借り上げ等に関すること 3 緊急車両の登録に関すること 4 緊急物資の調達に関すること 5 市有財産の保全に関すること 6 有線・無線などの通信の確保に関すること 7 本部体制(主として本庁舎)の確保に関すること	◎ <u>財政課長</u>	◎ <u>財政課</u>	1 災害経費の手続きに関すること 2 災害復旧計画事業及び財政に関すること	◎市民参加、協働推進課長 ◎ <u>移住交流推進課長</u> ◎ <u>入籍男女共生課長</u> ○市民課長 ○税務課長 ○収納管理課長 ○教育総務課長 ○学校教育課長	◎市民参加、協働推進課 <u>移住交流推進課</u> <u>入籍男女共生課</u> 市民課 税務課 収納管理課 学校避難場所対応のみ 教育総務課 学校教育課	◎市民参加、協働推進課 <u>移住交流推進課</u> <u>入籍男女共生課</u> 市民課 税務課 収納管理課 学校避難場所対応のみ 教育総務課 学校教育課	1 人及び人家の被害調査に関すること 2 災害証明の発行に関すること(大規模災害時) 3 食糧の調達供給に関すること 4 <u>指定緊急避難場所</u> の開設、運営管理の総括及び避難経路に関すること 5 避難所運営委員会との連絡調整に関すること 6 被災者の避難誘導に関すること 7 被災者の指導及び収容に関すること	◎ <u>協力課</u> ○ <u>丸子地域自治セナ次長</u> ○ <u>真田地域自治セナ次長</u> ○ <u>武石地域自治セナ次長</u> ○ <u>豊巖地域自治セナ次長</u> ○ <u>塩田地域自治セナ次長</u> ○ <u>川西地域自治セナ次長</u>	◎ <u>協力課</u> ◎ <u>丸子地域自治センター</u> ◎ <u>真田地域自治センター</u> ◎ <u>武石地域自治センター</u> ◎ <u>豊巖地域自治センター</u> ◎ <u>塩田地域自治センター</u> ◎ <u>川西地域自治センター</u>	1 各対策部への連絡・協力に関すること 2 応急対策に関すること	◎ <u>環境衛生課</u> ◎ <u>生活環境課長</u> ○ <u>上田市消費生活セナ次長</u>	◎ <u>生活環境課</u> ◎ <u>上田市消費生活センター</u>	1 環境衛生に関すること 2 避難所の環境の保持に関すること 3 連絡調整に関すること	◎ <u>清掃課</u> ◎ <u>廃棄物対策課長</u> ○ <u>ごみ減量企画室長</u> ○ <u>資源循環型施設建設関連事業課長</u>	◎ <u>廃棄物対策課</u> ◎ <u>ごみ減量企画室</u> ◎ <u>資源循環型施設建設関連事業課</u>	1 ごみの収集及び処理事務に関すること 2 処分地の確保に関すること 3 連絡調整に関すること	◎ <u>住宅課</u> ◎ <u>住宅課長</u>	◎ <u>住宅課</u>	1 市営住宅の確保に関すること 2 住宅のあっせんに関すること	<p>(1) 活動体制 必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の配備等について以下のように定めるものとする。</p> <p>本部の組織及び分掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本部</th> <th>部署名 責任者</th> <th>班名 ◎班長、○副班長</th> <th>班員</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">本部長(市長) 副本部長(副市长) 本部分(教育長(政策企画部長(会計管理者) その他本部長が指名する者</td> <td rowspan="10">本部署 総務部長</td> <td rowspan="10">◎総務企画課 ◎危機管理防災課長 ○総務課長 ○行政管理課長 ○庁舎整備室長 ○政策企画課長 ◎<u>政治文化推進課長</u> ◎<u>交流文化スポーツ課長</u> ◎<u>交流文化芸術セナ副館長</u> ○上田市立美術館 ○上田文化会館長 ○九子文化会館長 ◎<u>上田市政政策研究セナ長</u></td> <td>危機管理防災課 総務課 行政管理課 庁舎整備室 政策企画課 <u>政治文化推進課</u> <u>交流文化スポーツ課</u> 交流文化芸術センター 上田市立美術館 上田文化会館 九子文化会館 <u>上田市政政策研究セナ</u></td> <td>1 本部の運営、総合企画及び連絡調整に関すること 2 災害情報の入手、各対策部の被害状況のとりまとめ及び報告に関すること 3 各対策部への要請・連絡に関すること 4 防災行政無線の運用に関すること 5 職員の動員に関すること 6 関係機関・団体等に対する協力応援要請に関すること 7 自衛隊の高圧要請及び救護活動の受け入れに関すること 8 従事命令による者の事故補償に関すること 9 災害救助法の適用申請に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">◎情報システム課長 ○広報メディア・ポータル課長</td> <td>情報システム課 広報メディア・ポータル課</td> <td>1 非常無線通信に関すること 2 アマチュア無線との連携に関すること</td> </tr> <tr> <td>◎広報メディア・ポータル課長 ○秘書課長 ○情報システム課長</td> <td>広報メディア・ポータル課 秘書課 情報システム課</td> <td>1 市民への防災知識の普及に関すること 2 市民への災害広報に関すること 3 渉外に関すること 4 災害写真等の収集及び災害記録の作成に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">◎<u>公有財産管理課</u> ◎<u>契約検査課</u> ○<u>行政管理局</u> ○<u>財産活用課</u> ○<u>真田地域振興課</u> ○<u>会計課係長</u></td> <td rowspan="3">◎<u>公有財産管理課</u> ◎<u>契約検査課</u> ○<u>行政管理局</u> ○<u>財産活用課</u> ○<u>真田地域振興課</u> ○<u>会計課</u></td> <td>◎<u>契約検査課</u> ○<u>行政管理局</u> ○<u>財産活用課</u> ○<u>真田地域振興課</u> ○<u>会計課</u></td> <td>1 避難者の移送・輸送に関すること 2 車両の借り上げ等に関すること 3 緊急車両の登録に関すること 4 緊急物資の調達に関すること 5 市有財産の保全に関すること 6 有線・無線などの通信の確保に関すること 7 本部体制(主として本庁舎)の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>◎<u>財政課長</u></td> <td>◎<u>財政課</u></td> <td>1 災害経費の手続きに関すること 2 災害復旧計画事業及び財政に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">◎市民参加、協働推進課長 ◎<u>移住交流推進課長</u> ◎<u>入籍男女共生課長</u> ○市民課長 ○税務課長 ○収納管理課長 ○教育総務課長 ○学校教育課長</td> <td rowspan="4">◎市民参加、協働推進課 <u>移住交流推進課</u> <u>入籍男女共生課</u> 市民課 税務課 収納管理課 学校避難場所対応のみ 教育総務課 学校教育課</td> <td>◎市民参加、協働推進課 <u>移住交流推進課</u> <u>入籍男女共生課</u> 市民課 税務課 収納管理課 学校避難場所対応のみ 教育総務課 学校教育課</td> <td>1 人及び人家の被害調査に関すること 2 災害証明の発行に関すること(大規模災害時) 3 食糧の調達供給に関すること 4 <u>指定緊急避難場所</u>の開設、運営管理の総括及び避難経路に関すること 5 避難場所の開設、運営管理の総括及び避難経路に関すること 6 被災者の避難誘導に関すること 7 被災者の指導及び収容に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">◎<u>協力課</u> ○<u>丸子地域自治セナ次長</u> ○<u>真田地域自治セナ次長</u> ○<u>武石地域自治セナ次長</u> ○<u>豊巖地域自治セナ次長</u> ○<u>塩田地域自治セナ次長</u> ○<u>川西地域自治セナ次長</u></td> <td rowspan="2">◎<u>協力課</u> ◎<u>丸子地域自治センター</u> ◎<u>真田地域自治センター</u> ◎<u>武石地域自治センター</u> ◎<u>豊巖地域自治センター</u> ◎<u>塩田地域自治センター</u> ◎<u>川西地域自治センター</u></td> <td>1 各対策部への連絡・協力に関すること 2 応急対策に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">◎<u>環境衛生課</u> ◎<u>生活環境課長</u> ○<u>上田市消費生活セナ次長</u></td> <td rowspan="2">◎<u>生活環境課</u> ◎<u>上田市消費生活センター</u></td> <td>1 環境衛生に関すること 2 避難場所の環境の保持に関すること 3 連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">◎<u>清掃課</u> ◎<u>廃棄物対策課長</u> ○<u>ごみ減量企画室長</u> ○<u>資源循環型施設建設関連事業課長</u></td> <td rowspan="3">◎<u>廃棄物対策課</u> ◎<u>ごみ減量企画室</u> ◎<u>資源循環型施設建設関連事業課</u></td> <td>1 ごみの収集及び処理事務に関すること 2 処分地の確保に関すること 3 連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">◎<u>住宅課</u> ◎<u>住宅課長</u></td> <td rowspan="2">◎<u>住宅課</u></td> <td>1 市営住宅の確保に関すること 2 住宅のあっせんに関すること</td> </tr> </tbody> </table>	本部	部署名 責任者	班名 ◎班長、○副班長	班員	分掌事務	本部長(市長) 副本部長(副市长) 本部分(教育長(政策企画部長(会計管理者) その他本部長が指名する者	本部署 総務部長	◎総務企画課 ◎危機管理防災課長 ○総務課長 ○行政管理課長 ○庁舎整備室長 ○政策企画課長 ◎ <u>政治文化推進課長</u> ◎ <u>交流文化スポーツ課長</u> ◎ <u>交流文化芸術セナ副館長</u> ○上田市立美術館 ○上田文化会館長 ○九子文化会館長 ◎ <u>上田市政政策研究セナ長</u>	危機管理防災課 総務課 行政管理課 庁舎整備室 政策企画課 <u>政治文化推進課</u> <u>交流文化スポーツ課</u> 交流文化芸術センター 上田市立美術館 上田文化会館 九子文化会館 <u>上田市政政策研究セナ</u>	1 本部の運営、総合企画及び連絡調整に関すること 2 災害情報の入手、各対策部の被害状況のとりまとめ及び報告に関すること 3 各対策部への要請・連絡に関すること 4 防災行政無線の運用に関すること 5 職員の動員に関すること 6 関係機関・団体等に対する協力応援要請に関すること 7 自衛隊の高圧要請及び救護活動の受け入れに関すること 8 従事命令による者の事故補償に関すること 9 災害救助法の適用申請に関すること	◎情報システム課長 ○広報メディア・ポータル課長	情報システム課 広報メディア・ポータル課	1 非常無線通信に関すること 2 アマチュア無線との連携に関すること	◎広報メディア・ポータル課長 ○秘書課長 ○情報システム課長	広報メディア・ポータル課 秘書課 情報システム課	1 市民への防災知識の普及に関すること 2 市民への災害広報に関すること 3 渉外に関すること 4 災害写真等の収集及び災害記録の作成に関すること	◎ <u>公有財産管理課</u> ◎ <u>契約検査課</u> ○ <u>行政管理局</u> ○ <u>財産活用課</u> ○ <u>真田地域振興課</u> ○ <u>会計課係長</u>	◎ <u>公有財産管理課</u> ◎ <u>契約検査課</u> ○ <u>行政管理局</u> ○ <u>財産活用課</u> ○ <u>真田地域振興課</u> ○ <u>会計課</u>	◎ <u>契約検査課</u> ○ <u>行政管理局</u> ○ <u>財産活用課</u> ○ <u>真田地域振興課</u> ○ <u>会計課</u>	1 避難者の移送・輸送に関すること 2 車両の借り上げ等に関すること 3 緊急車両の登録に関すること 4 緊急物資の調達に関すること 5 市有財産の保全に関すること 6 有線・無線などの通信の確保に関すること 7 本部体制(主として本庁舎)の確保に関すること	◎ <u>財政課長</u>	◎ <u>財政課</u>	1 災害経費の手続きに関すること 2 災害復旧計画事業及び財政に関すること	◎市民参加、協働推進課長 ◎ <u>移住交流推進課長</u> ◎ <u>入籍男女共生課長</u> ○市民課長 ○税務課長 ○収納管理課長 ○教育総務課長 ○学校教育課長	◎市民参加、協働推進課 <u>移住交流推進課</u> <u>入籍男女共生課</u> 市民課 税務課 収納管理課 学校避難場所対応のみ 教育総務課 学校教育課	◎市民参加、協働推進課 <u>移住交流推進課</u> <u>入籍男女共生課</u> 市民課 税務課 収納管理課 学校避難場所対応のみ 教育総務課 学校教育課	1 人及び人家の被害調査に関すること 2 災害証明の発行に関すること(大規模災害時) 3 食糧の調達供給に関すること 4 <u>指定緊急避難場所</u> の開設、運営管理の総括及び避難経路に関すること 5 避難場所の開設、運営管理の総括及び避難経路に関すること 6 被災者の避難誘導に関すること 7 被災者の指導及び収容に関すること	◎ <u>協力課</u> ○ <u>丸子地域自治セナ次長</u> ○ <u>真田地域自治セナ次長</u> ○ <u>武石地域自治セナ次長</u> ○ <u>豊巖地域自治セナ次長</u> ○ <u>塩田地域自治セナ次長</u> ○ <u>川西地域自治セナ次長</u>	◎ <u>協力課</u> ◎ <u>丸子地域自治センター</u> ◎ <u>真田地域自治センター</u> ◎ <u>武石地域自治センター</u> ◎ <u>豊巖地域自治センター</u> ◎ <u>塩田地域自治センター</u> ◎ <u>川西地域自治センター</u>	1 各対策部への連絡・協力に関すること 2 応急対策に関すること	◎ <u>環境衛生課</u> ◎ <u>生活環境課長</u> ○ <u>上田市消費生活セナ次長</u>	◎ <u>生活環境課</u> ◎ <u>上田市消費生活センター</u>	1 環境衛生に関すること 2 避難場所の環境の保持に関すること 3 連絡調整に関すること	◎ <u>清掃課</u> ◎ <u>廃棄物対策課長</u> ○ <u>ごみ減量企画室長</u> ○ <u>資源循環型施設建設関連事業課長</u>	◎ <u>廃棄物対策課</u> ◎ <u>ごみ減量企画室</u> ◎ <u>資源循環型施設建設関連事業課</u>	1 ごみの収集及び処理事務に関すること 2 処分地の確保に関すること 3 連絡調整に関すること	◎ <u>住宅課</u> ◎ <u>住宅課長</u>	◎ <u>住宅課</u>	1 市営住宅の確保に関すること 2 住宅のあっせんに関すること	<p>市の組織改正に伴う 本部署の修正 (以下同じ)</p>
本部	部署名 責任者	班名 ◎班長、○副班長	班員	分掌事務																																																																													
本部長(市長) 副本部長(副市长) 本部分(教育長(政策企画部長(会計管理者) その他本部長が指名する者	本部署 総務部長	◎総務企画課 ◎危機管理防災課長 ○総務課長 ○行政管理課長 ○庁舎整備室長 ○政策企画課長 ◎ <u>学園都市推進室長</u> ◎ <u>交流文化スポーツ課長</u> ◎ <u>交流文化芸術セナ副館長</u> ○上田市立美術館 ○上田文化会館長 ○九子文化会館長 ◎ <u>上田市政政策研究セナ長</u>	危機管理防災課 総務課 行政管理課 庁舎整備室 政策企画課 <u>学園都市推進室</u> <u>交流文化スポーツ課</u> 交流文化芸術センター 上田市立美術館 上田文化会館 九子文化会館 <u>上田市政政策研究セナ</u>	1 本部の運営、総合企画及び連絡調整に関すること 2 災害情報の入手、各対策部の被害状況のとりまとめ及び報告に関すること 3 各対策部への要請・連絡に関すること 4 防災行政無線の運用に関すること 5 職員の動員に関すること 6 関係機関・団体等に対する協力応援要請に関すること 7 自衛隊の高圧要請及び救護活動の受け入れに関すること 8 従事命令による者の事故補償に関すること 9 災害救助法の適用申請に関すること																																																																													
			◎情報システム課長 ○広報メディア・ポータル課長	情報システム課 広報メディア・ポータル課	1 非常無線通信に関すること 2 アマチュア無線との連携に関すること																																																																												
				◎広報メディア・ポータル課長 ○秘書課長 ○情報システム課長	広報メディア・ポータル課 秘書課 情報システム課	1 市民への防災知識の普及に関すること 2 市民への災害広報に関すること 3 渉外に関すること 4 災害写真等の収集及び災害記録の作成に関すること																																																																											
			◎ <u>公有財産管理課長</u> ○ <u>契約検査課長</u> ○ <u>行政管理局長</u> ○ <u>財産活用課長</u> ○ <u>真田地域振興課長</u> ○ <u>会計課係長</u>	◎ <u>公有財産管理課</u> ◎ <u>契約検査課</u> ○ <u>行政管理局</u> ○ <u>財産活用課</u> ○ <u>真田地域振興課</u> ○ <u>会計課</u>	◎ <u>契約検査課</u> ○ <u>行政管理局</u> ○ <u>財産活用課</u> ○ <u>真田地域振興課</u> ○ <u>会計課</u>	1 避難者の移送・輸送に関すること 2 車両の借り上げ等に関すること 3 緊急車両の登録に関すること 4 緊急物資の調達に関すること 5 市有財産の保全に関すること 6 有線・無線などの通信の確保に関すること 7 本部体制(主として本庁舎)の確保に関すること																																																																											
					◎ <u>財政課長</u>	◎ <u>財政課</u>				1 災害経費の手続きに関すること 2 災害復旧計画事業及び財政に関すること																																																																							
					◎市民参加、協働推進課長 ◎ <u>移住交流推進課長</u> ◎ <u>入籍男女共生課長</u> ○市民課長 ○税務課長 ○収納管理課長 ○教育総務課長 ○学校教育課長	◎市民参加、協働推進課 <u>移住交流推進課</u> <u>入籍男女共生課</u> 市民課 税務課 収納管理課 学校避難場所対応のみ 教育総務課 学校教育課				◎市民参加、協働推進課 <u>移住交流推進課</u> <u>入籍男女共生課</u> 市民課 税務課 収納管理課 学校避難場所対応のみ 教育総務課 学校教育課	1 人及び人家の被害調査に関すること 2 災害証明の発行に関すること(大規模災害時) 3 食糧の調達供給に関すること 4 <u>指定緊急避難場所</u> の開設、運営管理の総括及び避難経路に関すること 5 避難所運営委員会との連絡調整に関すること 6 被災者の避難誘導に関すること 7 被災者の指導及び収容に関すること																																																																						
			◎ <u>協力課</u> ○ <u>丸子地域自治セナ次長</u> ○ <u>真田地域自治セナ次長</u> ○ <u>武石地域自治セナ次長</u> ○ <u>豊巖地域自治セナ次長</u> ○ <u>塩田地域自治セナ次長</u> ○ <u>川西地域自治セナ次長</u>	◎ <u>協力課</u> ◎ <u>丸子地域自治センター</u> ◎ <u>真田地域自治センター</u> ◎ <u>武石地域自治センター</u> ◎ <u>豊巖地域自治センター</u> ◎ <u>塩田地域自治センター</u> ◎ <u>川西地域自治センター</u>						1 各対策部への連絡・協力に関すること 2 応急対策に関すること																																																																							
										◎ <u>環境衛生課</u> ◎ <u>生活環境課長</u> ○ <u>上田市消費生活セナ次長</u>	◎ <u>生活環境課</u> ◎ <u>上田市消費生活センター</u>	1 環境衛生に関すること 2 避難所の環境の保持に関すること 3 連絡調整に関すること																																																																					
			◎ <u>清掃課</u> ◎ <u>廃棄物対策課長</u> ○ <u>ごみ減量企画室長</u> ○ <u>資源循環型施設建設関連事業課長</u>	◎ <u>廃棄物対策課</u> ◎ <u>ごみ減量企画室</u> ◎ <u>資源循環型施設建設関連事業課</u>			1 ごみの収集及び処理事務に関すること 2 処分地の確保に関すること 3 連絡調整に関すること																																																																										
					◎ <u>住宅課</u> ◎ <u>住宅課長</u>	◎ <u>住宅課</u>	1 市営住宅の確保に関すること 2 住宅のあっせんに関すること																																																																										
本部	部署名 責任者	班名 ◎班長、○副班長					班員	分掌事務																																																																									
本部長(市長) 副本部長(副市长) 本部分(教育長(政策企画部長(会計管理者) その他本部長が指名する者	本部署 総務部長	◎総務企画課 ◎危機管理防災課長 ○総務課長 ○行政管理課長 ○庁舎整備室長 ○政策企画課長 ◎ <u>政治文化推進課長</u> ◎ <u>交流文化スポーツ課長</u> ◎ <u>交流文化芸術セナ副館長</u> ○上田市立美術館 ○上田文化会館長 ○九子文化会館長 ◎ <u>上田市政政策研究セナ長</u>	危機管理防災課 総務課 行政管理課 庁舎整備室 政策企画課 <u>政治文化推進課</u> <u>交流文化スポーツ課</u> 交流文化芸術センター 上田市立美術館 上田文化会館 九子文化会館 <u>上田市政政策研究セナ</u>	1 本部の運営、総合企画及び連絡調整に関すること 2 災害情報の入手、各対策部の被害状況のとりまとめ及び報告に関すること 3 各対策部への要請・連絡に関すること 4 防災行政無線の運用に関すること 5 職員の動員に関すること 6 関係機関・団体等に対する協力応援要請に関すること 7 自衛隊の高圧要請及び救護活動の受け入れに関すること 8 従事命令による者の事故補償に関すること 9 災害救助法の適用申請に関すること																																																																													
			◎情報システム課長 ○広報メディア・ポータル課長	情報システム課 広報メディア・ポータル課	1 非常無線通信に関すること 2 アマチュア無線との連携に関すること																																																																												
				◎広報メディア・ポータル課長 ○秘書課長 ○情報システム課長	広報メディア・ポータル課 秘書課 情報システム課	1 市民への防災知識の普及に関すること 2 市民への災害広報に関すること 3 渉外に関すること 4 災害写真等の収集及び災害記録の作成に関すること																																																																											
			◎ <u>公有財産管理課</u> ◎ <u>契約検査課</u> ○ <u>行政管理局</u> ○ <u>財産活用課</u> ○ <u>真田地域振興課</u> ○ <u>会計課係長</u>	◎ <u>公有財産管理課</u> ◎ <u>契約検査課</u> ○ <u>行政管理局</u> ○ <u>財産活用課</u> ○ <u>真田地域振興課</u> ○ <u>会計課</u>	◎ <u>契約検査課</u> ○ <u>行政管理局</u> ○ <u>財産活用課</u> ○ <u>真田地域振興課</u> ○ <u>会計課</u>	1 避難者の移送・輸送に関すること 2 車両の借り上げ等に関すること 3 緊急車両の登録に関すること 4 緊急物資の調達に関すること 5 市有財産の保全に関すること 6 有線・無線などの通信の確保に関すること 7 本部体制(主として本庁舎)の確保に関すること																																																																											
					◎ <u>財政課長</u>	◎ <u>財政課</u>	1 災害経費の手続きに関すること 2 災害復旧計画事業及び財政に関すること																																																																										
					◎市民参加、協働推進課長 ◎ <u>移住交流推進課長</u> ◎ <u>入籍男女共生課長</u> ○市民課長 ○税務課長 ○収納管理課長 ○教育総務課長 ○学校教育課長	◎市民参加、協働推進課 <u>移住交流推進課</u> <u>入籍男女共生課</u> 市民課 税務課 収納管理課 学校避難場所対応のみ 教育総務課 学校教育課	◎市民参加、協働推進課 <u>移住交流推進課</u> <u>入籍男女共生課</u> 市民課 税務課 収納管理課 学校避難場所対応のみ 教育総務課 学校教育課	1 人及び人家の被害調査に関すること 2 災害証明の発行に関すること(大規模災害時) 3 食糧の調達供給に関すること 4 <u>指定緊急避難場所</u> の開設、運営管理の総括及び避難経路に関すること 5 避難場所の開設、運営管理の総括及び避難経路に関すること 6 被災者の避難誘導に関すること 7 被災者の指導及び収容に関すること																																																																									
			◎ <u>協力課</u> ○ <u>丸子地域自治セナ次長</u> ○ <u>真田地域自治セナ次長</u> ○ <u>武石地域自治セナ次長</u> ○ <u>豊巖地域自治セナ次長</u> ○ <u>塩田地域自治セナ次長</u> ○ <u>川西地域自治セナ次長</u>	◎ <u>協力課</u> ◎ <u>丸子地域自治センター</u> ◎ <u>真田地域自治センター</u> ◎ <u>武石地域自治センター</u> ◎ <u>豊巖地域自治センター</u> ◎ <u>塩田地域自治センター</u> ◎ <u>川西地域自治センター</u>			1 各対策部への連絡・協力に関すること 2 応急対策に関すること																																																																										
							◎ <u>環境衛生課</u> ◎ <u>生活環境課長</u> ○ <u>上田市消費生活セナ次長</u>	◎ <u>生活環境課</u> ◎ <u>上田市消費生活センター</u>	1 環境衛生に関すること 2 避難場所の環境の保持に関すること 3 連絡調整に関すること																																																																								
			◎ <u>清掃課</u> ◎ <u>廃棄物対策課長</u> ○ <u>ごみ減量企画室長</u> ○ <u>資源循環型施設建設関連事業課長</u>	◎ <u>廃棄物対策課</u> ◎ <u>ごみ減量企画室</u> ◎ <u>資源循環型施設建設関連事業課</u>					1 ごみの収集及び処理事務に関すること 2 処分地の確保に関すること 3 連絡調整に関すること																																																																								
					◎ <u>住宅課</u> ◎ <u>住宅課長</u>	◎ <u>住宅課</u>	1 市営住宅の確保に関すること 2 住宅のあっせんに関すること																																																																										

頁	新	旧	修正理由・備考																																																																																		
133	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部</th> <th>部署名 責任者</th> <th>班名 ◎班長、○副班長</th> <th>班員</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">福祉対策部 福祉部長</td> <td rowspan="2">福祉・救護物資・ボランティア班 ◎福祉課長 ◎障がい者支援課長 ○点字図書館館長補佐 ○高齢者介護課長 ○第一学校給食センター所長 ○第二学校給食センター所長</td> <td rowspan="2">福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター 第二学校給食センター</td> <td rowspan="2">福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター 第二学校給食センター</td> <td>1 福祉施設の被害調査及び応急対策等に関すること</td> </tr> <tr> <td>2 施設収容者の避難収容に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康こども 未来対策部 健康こども 未来部長</td> <td rowspan="2">医療救護班 ◎健康推進課長 ○国保年金課長 ○産婦人科病院医事課長 ○産婦人科病院看護課長</td> <td rowspan="2">健康推進課 国保年金課 産婦人科病院医事課 産婦人科病院看護課</td> <td rowspan="2">健康推進課 産婦人科病院医事課 産婦人科病院看護課</td> <td>1 医療、医薬品に関すること</td> </tr> <tr> <td>2 救護、助産に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">商工観光対策部 商工観光部長</td> <td rowspan="2">商工課 ◎商工課長 ○地域雇用推進課長</td> <td rowspan="2">商工課 地域雇用推進課</td> <td rowspan="2">商工課 地域雇用推進課</td> <td>1 施設被害調査及び応急対策に関すること</td> </tr> <tr> <td>2 連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林対策部 農林部長</td> <td rowspan="2">農政課 ◎森林整備課長 ○農政課長 ○農産物マケティング推進室長</td> <td rowspan="2">森林整備課 農政課 農産物マケティング推進室</td> <td rowspan="2">森林整備課 農政課 農産物マケティング推進室</td> <td>1 農林水産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること</td> </tr> <tr> <td>2 林地、林道、治山施設の被害調査及び復旧に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都市建設対策部 都市建設部長</td> <td rowspan="2">土木課 ◎土木課長 ○管理課長 ○交通政策課長</td> <td rowspan="2">土木課 管理課 交通政策課</td> <td rowspan="2">土木課 管理課</td> <td>1 道路、河川、橋梁等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること</td> </tr> <tr> <td>2 障害物の除去に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管理課 ◎都市計画課長 ○建築指導課長 ○空家対策室 ○建築課長</td> <td rowspan="2">都市計画課 建築指導課 空家対策室 建築課</td> <td rowspan="2">都市計画課 建築指導課 空家対策室 建築課</td> <td rowspan="2">都市計画課 建築指導課 空家対策室 建築課</td> <td>1 公共施設の被害調査に関すること</td> </tr> <tr> <td>2 災害応急機材の調達確保に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	本部	部署名 責任者	班名 ◎班長、○副班長	班員	分掌事務	福祉対策部 福祉部長	福祉・救護物資・ボランティア班 ◎福祉課長 ◎障がい者支援課長 ○点字図書館館長補佐 ○高齢者介護課長 ○第一学校給食センター所長 ○第二学校給食センター所長	福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター 第二学校給食センター	福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター 第二学校給食センター	1 福祉施設の被害調査及び応急対策等に関すること	2 施設収容者の避難収容に関すること	健康こども 未来対策部 健康こども 未来部長	医療救護班 ◎健康推進課長 ○国保年金課長 ○産婦人科病院医事課長 ○産婦人科病院看護課長	健康推進課 国保年金課 産婦人科病院医事課 産婦人科病院看護課	健康推進課 産婦人科病院医事課 産婦人科病院看護課	1 医療、医薬品に関すること	2 救護、助産に関すること	商工観光対策部 商工観光部長	商工課 ◎商工課長 ○地域雇用推進課長	商工課 地域雇用推進課	商工課 地域雇用推進課	1 施設被害調査及び応急対策に関すること	2 連絡調整に関すること	農林対策部 農林部長	農政課 ◎森林整備課長 ○農政課長 ○農産物マケティング推進室長	森林整備課 農政課 農産物マケティング推進室	森林整備課 農政課 農産物マケティング推進室	1 農林水産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること	2 林地、林道、治山施設の被害調査及び復旧に関すること	都市建設対策部 都市建設部長	土木課 ◎土木課長 ○管理課長 ○交通政策課長	土木課 管理課 交通政策課	土木課 管理課	1 道路、河川、橋梁等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること	2 障害物の除去に関すること	管理課 ◎都市計画課長 ○建築指導課長 ○空家対策室 ○建築課長	都市計画課 建築指導課 空家対策室 建築課	都市計画課 建築指導課 空家対策室 建築課	都市計画課 建築指導課 空家対策室 建築課	1 公共施設の被害調査に関すること	2 災害応急機材の調達確保に関すること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部</th> <th>部署名 責任者</th> <th>班名 ◎班長、○副班長</th> <th>班員</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">福祉対策部 福祉部長</td> <td rowspan="2">福祉・救護物資・ボランティア班 ◎福祉課長 ○障がい者支援課長 ○点字図書館館長補佐 ○高齢者介護課長 ○第一学校給食センター所長 ○第二学校給食センター所長</td> <td rowspan="2">福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター 第二学校給食センター</td> <td rowspan="2">福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター 第二学校給食センター</td> <td>1 福祉施設の被害調査及び応急対策等に関すること</td> </tr> <tr> <td>2 施設収容者の避難収容に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康こども 未来対策部 健康こども 未来部長</td> <td rowspan="2">医療救護班 ◎健康推進課長 ○産婦人科病院医事課長 ○産婦人科病院看護課長</td> <td rowspan="2">健康推進課 産婦人科病院医事課 産婦人科病院看護課</td> <td rowspan="2">健康推進課 産婦人科病院医事課 産婦人科病院看護課</td> <td>1 医療、医薬品に関すること</td> </tr> <tr> <td>2 救護、助産に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">商工観光対策部 商工観光部長</td> <td rowspan="2">商工課 ◎商工課長 ○地域雇用推進課長</td> <td rowspan="2">商工課 雇用促進室</td> <td rowspan="2">商工課 雇用促進室</td> <td>1 商工・運輸、交通、通信施設等の被害調査及び応急対策に関すること</td> </tr> <tr> <td>2 連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林対策部 農林部長</td> <td rowspan="2">農政課 ◎森林整備課長 ○農政課長 ○農産物マケティング推進室長</td> <td rowspan="2">森林整備課 農政課 農産物マケティング推進室</td> <td rowspan="2">森林整備課 農政課 農産物マケティング推進室</td> <td>1 農林水産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること</td> </tr> <tr> <td>2 林地、林道、治山施設の被害調査及び復旧に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都市建設対策部 都市建設部長</td> <td rowspan="2">土木課 ◎土木課長 ○管理課長</td> <td rowspan="2">土木課 管理課</td> <td rowspan="2">土木課 管理課</td> <td>1 道路、河川、橋梁等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること</td> </tr> <tr> <td>2 障害物の除去に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管理課 ◎都市計画課長 ○建築指導課長 ○建築課長</td> <td rowspan="2">都市計画課 建築指導課 建築課</td> <td rowspan="2">都市計画課 建築指導課 建築課</td> <td rowspan="2">都市計画課 建築指導課 建築課</td> <td>1 公共施設の被害調査に関すること</td> </tr> <tr> <td>2 災害応急機材の調達確保に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	本部	部署名 責任者	班名 ◎班長、○副班長	班員	分掌事務	福祉対策部 福祉部長	福祉・救護物資・ボランティア班 ◎福祉課長 ○障がい者支援課長 ○点字図書館館長補佐 ○高齢者介護課長 ○第一学校給食センター所長 ○第二学校給食センター所長	福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター 第二学校給食センター	福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター 第二学校給食センター	1 福祉施設の被害調査及び応急対策等に関すること	2 施設収容者の避難収容に関すること	健康こども 未来対策部 健康こども 未来部長	医療救護班 ◎健康推進課長 ○産婦人科病院医事課長 ○産婦人科病院看護課長	健康推進課 産婦人科病院医事課 産婦人科病院看護課	健康推進課 産婦人科病院医事課 産婦人科病院看護課	1 医療、医薬品に関すること	2 救護、助産に関すること	商工観光対策部 商工観光部長	商工課 ◎商工課長 ○地域雇用推進課長	商工課 雇用促進室	商工課 雇用促進室	1 商工・運輸、交通、通信施設等の被害調査及び応急対策に関すること	2 連絡調整に関すること	農林対策部 農林部長	農政課 ◎森林整備課長 ○農政課長 ○農産物マケティング推進室長	森林整備課 農政課 農産物マケティング推進室	森林整備課 農政課 農産物マケティング推進室	1 農林水産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること	2 林地、林道、治山施設の被害調査及び復旧に関すること	都市建設対策部 都市建設部長	土木課 ◎土木課長 ○管理課長	土木課 管理課	土木課 管理課	1 道路、河川、橋梁等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること	2 障害物の除去に関すること	管理課 ◎都市計画課長 ○建築指導課長 ○建築課長	都市計画課 建築指導課 建築課	都市計画課 建築指導課 建築課	都市計画課 建築指導課 建築課	1 公共施設の被害調査に関すること	2 災害応急機材の調達確保に関すること	<p>市の組織改正に伴う 本部組織の修正 (以下同じ)</p>
本部	部署名 責任者	班名 ◎班長、○副班長	班員	分掌事務																																																																																	
福祉対策部 福祉部長	福祉・救護物資・ボランティア班 ◎福祉課長 ◎障がい者支援課長 ○点字図書館館長補佐 ○高齢者介護課長 ○第一学校給食センター所長 ○第二学校給食センター所長	福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター 第二学校給食センター	福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター 第二学校給食センター	1 福祉施設の被害調査及び応急対策等に関すること																																																																																	
				2 施設収容者の避難収容に関すること																																																																																	
健康こども 未来対策部 健康こども 未来部長	医療救護班 ◎健康推進課長 ○国保年金課長 ○産婦人科病院医事課長 ○産婦人科病院看護課長	健康推進課 国保年金課 産婦人科病院医事課 産婦人科病院看護課	健康推進課 産婦人科病院医事課 産婦人科病院看護課	1 医療、医薬品に関すること																																																																																	
				2 救護、助産に関すること																																																																																	
商工観光対策部 商工観光部長	商工課 ◎商工課長 ○地域雇用推進課長	商工課 地域雇用推進課	商工課 地域雇用推進課	1 施設被害調査及び応急対策に関すること																																																																																	
				2 連絡調整に関すること																																																																																	
農林対策部 農林部長	農政課 ◎森林整備課長 ○農政課長 ○農産物マケティング推進室長	森林整備課 農政課 農産物マケティング推進室	森林整備課 農政課 農産物マケティング推進室	1 農林水産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること																																																																																	
				2 林地、林道、治山施設の被害調査及び復旧に関すること																																																																																	
都市建設対策部 都市建設部長	土木課 ◎土木課長 ○管理課長 ○交通政策課長	土木課 管理課 交通政策課	土木課 管理課	1 道路、河川、橋梁等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること																																																																																	
				2 障害物の除去に関すること																																																																																	
管理課 ◎都市計画課長 ○建築指導課長 ○空家対策室 ○建築課長	都市計画課 建築指導課 空家対策室 建築課	都市計画課 建築指導課 空家対策室 建築課	都市計画課 建築指導課 空家対策室 建築課	1 公共施設の被害調査に関すること																																																																																	
				2 災害応急機材の調達確保に関すること																																																																																	
本部	部署名 責任者	班名 ◎班長、○副班長	班員	分掌事務																																																																																	
福祉対策部 福祉部長	福祉・救護物資・ボランティア班 ◎福祉課長 ○障がい者支援課長 ○点字図書館館長補佐 ○高齢者介護課長 ○第一学校給食センター所長 ○第二学校給食センター所長	福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター 第二学校給食センター	福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター 第二学校給食センター	1 福祉施設の被害調査及び応急対策等に関すること																																																																																	
				2 施設収容者の避難収容に関すること																																																																																	
健康こども 未来対策部 健康こども 未来部長	医療救護班 ◎健康推進課長 ○産婦人科病院医事課長 ○産婦人科病院看護課長	健康推進課 産婦人科病院医事課 産婦人科病院看護課	健康推進課 産婦人科病院医事課 産婦人科病院看護課	1 医療、医薬品に関すること																																																																																	
				2 救護、助産に関すること																																																																																	
商工観光対策部 商工観光部長	商工課 ◎商工課長 ○地域雇用推進課長	商工課 雇用促進室	商工課 雇用促進室	1 商工・運輸、交通、通信施設等の被害調査及び応急対策に関すること																																																																																	
				2 連絡調整に関すること																																																																																	
農林対策部 農林部長	農政課 ◎森林整備課長 ○農政課長 ○農産物マケティング推進室長	森林整備課 農政課 農産物マケティング推進室	森林整備課 農政課 農産物マケティング推進室	1 農林水産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること																																																																																	
				2 林地、林道、治山施設の被害調査及び復旧に関すること																																																																																	
都市建設対策部 都市建設部長	土木課 ◎土木課長 ○管理課長	土木課 管理課	土木課 管理課	1 道路、河川、橋梁等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること																																																																																	
				2 障害物の除去に関すること																																																																																	
管理課 ◎都市計画課長 ○建築指導課長 ○建築課長	都市計画課 建築指導課 建築課	都市計画課 建築指導課 建築課	都市計画課 建築指導課 建築課	1 公共施設の被害調査に関すること																																																																																	
				2 災害応急機材の調達確保に関すること																																																																																	

頁	新	旧	修正理由・備考																																																																																																								
134	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部</th> <th>部署名 責任者</th> <th>班名 ◎班長、○副班長</th> <th>班員</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">消防対策部 消防部長</td> <td rowspan="3">総務班 ◎消防総務課長</td> <td>消防総務課</td> <td>消防総務課</td> <td>1 予報、警報等の伝達および広報に関する事 2 気象情報の収集に関する事 3 非常時における通信の確保に関する事 4 災害の警戒及び防衛に関する事 5 避難の勧告又は指示に関する事 6 被害者の救出、救助に関する事 7 被害者の避難誘導に関する事 8 水防に関する事 9 死体の捜索に関する事 10 消防、防災組織との連絡、防災活動に関する事 11 火災証明に関する事（火災によるもの） 12 火災調査に関する事</td> </tr> <tr> <td>警防班 ◎消防警防課長 ◎中央消防課長 ◎南部消防課長 ◎東北消防課長 ◎川西消防課長 ◎九子消防課長 ◎真田消防課長</td> <td>消防警防課 中央消防課 南部消防課 東北消防課 川西消防課 九子消防課 真田消防課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予防班 ◎消防予防課長</td> <td>消防予防課</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">上下水道対策部 上下水道局長</td> <td rowspan="4">総務班 ◎経営管理課長 ◎サービス課長</td> <td>経営管理課 サービス課</td> <td>経営管理課 サービス課</td> <td>1 部の庶務に関する事 2 連絡調整に関する事 3 情報の収集及び伝達に関する事 4 広報活動に関する事 5 協力要請に関する事</td> </tr> <tr> <td>上水道班 ◎上水道課長 ◎九子・武石上下水道課長</td> <td>上水道課 九子・武石上下水道課</td> <td>1 上水道施設の被害調査に関する事 2 飲料水の応急給水に関する事 3 上水道施設の応急対策に関する事 4 上水道施設の復旧に関する事 5 応急資機材の調達、確保に関する事 6 飲料水の水質に関する事</td> </tr> <tr> <td>浄水管理班 ◎浄水管理センター所長</td> <td>浄水管理センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下水道班 ◎下水道課長 ◎九子・武石上下水道課長</td> <td>下水道課 九子・武石上下水道課</td> <td>1 下水道施設の被害調査に関する事 2 下水道施設の応急対策に関する事 3 下水道施設の復旧に関する事 4 応急資機材の調達、確保に関する事 5 放流水の水質に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">議会対策部 議会事務局長</td> <td rowspan="2">議会班 ◎議会事務局次長</td> <td>議会事務局</td> <td>議会事務局</td> <td>1 議会への連絡に関する事 2 応急対策に関する事</td> </tr> <tr> <td>協力班 ◎選挙管理委員会事務局長 ◎監査委員事務局</td> <td>選挙管理委員会事務局 監査委員事務局</td> <td>1 応急対策に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">教育対策部 教育次長</td> <td rowspan="4">学校教育班 ◎学校教育課長 ◎教育総務課長 ◎教育施設整備室長</td> <td>学校教育課 教育総務課 ◎教育施設整備室</td> <td>学校教育課 教育総務課 ◎教育施設整備室</td> <td>1 教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 被災児童生徒に対する教材、学用品等の交付に関する事 3 学校内の災害対策に関する事 4 学校施設の避難場所に関する事 5 連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>生涯学習班 ◎生涯学習・文化財課長 ◎スポーツ推進課長</td> <td>生涯学習・文化財課 スポーツ推進課</td> <td>1 社会教育施設、文化財等の被害調査及び応急対策に関する事 2 体育施設の被害調査及び応急対策に関する事</td> </tr> <tr> <td>協力班 ◎中央公民館長 ◎上田市立上田図書館長 ◎上田情報ライブラリー館長 ◎上田市立博物館長</td> <td>中央公民館 上田市立上田図書館 上田情報ライブラリー館 上田市立博物館</td> <td>1 応急対策に関する事 ※ 中央公民館長は、西部・城南・上野が丘・塩田・川西の各公民館に連絡する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	本部	部署名 責任者	班名 ◎班長、○副班長	班員	分掌事務	消防対策部 消防部長	総務班 ◎消防総務課長	消防総務課	消防総務課	1 予報、警報等の伝達および広報に関する事 2 気象情報の収集に関する事 3 非常時における通信の確保に関する事 4 災害の警戒及び防衛に関する事 5 避難の勧告又は指示に関する事 6 被害者の救出、救助に関する事 7 被害者の避難誘導に関する事 8 水防に関する事 9 死体の捜索に関する事 10 消防、防災組織との連絡、防災活動に関する事 11 火災証明に関する事（火災によるもの） 12 火災調査に関する事	警防班 ◎消防警防課長 ◎中央消防課長 ◎南部消防課長 ◎東北消防課長 ◎川西消防課長 ◎九子消防課長 ◎真田消防課長	消防警防課 中央消防課 南部消防課 東北消防課 川西消防課 九子消防課 真田消防課		予防班 ◎消防予防課長	消防予防課		上下水道対策部 上下水道局長	総務班 ◎経営管理課長 ◎サービス課長	経営管理課 サービス課	経営管理課 サービス課	1 部の庶務に関する事 2 連絡調整に関する事 3 情報の収集及び伝達に関する事 4 広報活動に関する事 5 協力要請に関する事	上水道班 ◎上水道課長 ◎九子・武石上下水道課長	上水道課 九子・武石上下水道課	1 上水道施設の被害調査に関する事 2 飲料水の応急給水に関する事 3 上水道施設の応急対策に関する事 4 上水道施設の復旧に関する事 5 応急資機材の調達、確保に関する事 6 飲料水の水質に関する事	浄水管理班 ◎浄水管理センター所長	浄水管理センター		下水道班 ◎下水道課長 ◎九子・武石上下水道課長	下水道課 九子・武石上下水道課	1 下水道施設の被害調査に関する事 2 下水道施設の応急対策に関する事 3 下水道施設の復旧に関する事 4 応急資機材の調達、確保に関する事 5 放流水の水質に関する事	議会対策部 議会事務局長	議会班 ◎議会事務局次長	議会事務局	議会事務局	1 議会への連絡に関する事 2 応急対策に関する事	協力班 ◎選挙管理委員会事務局長 ◎監査委員事務局	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1 応急対策に関する事	教育対策部 教育次長	学校教育班 ◎学校教育課長 ◎教育総務課長 ◎教育施設整備室長	学校教育課 教育総務課 ◎教育施設整備室	学校教育課 教育総務課 ◎教育施設整備室	1 教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 被災児童生徒に対する教材、学用品等の交付に関する事 3 学校内の災害対策に関する事 4 学校施設の避難場所に関する事 5 連絡調整に関する事	生涯学習班 ◎生涯学習・文化財課長 ◎スポーツ推進課長	生涯学習・文化財課 スポーツ推進課	1 社会教育施設、文化財等の被害調査及び応急対策に関する事 2 体育施設の被害調査及び応急対策に関する事	協力班 ◎中央公民館長 ◎上田市立上田図書館長 ◎上田情報ライブラリー館長 ◎上田市立博物館長	中央公民館 上田市立上田図書館 上田情報ライブラリー館 上田市立博物館	1 応急対策に関する事 ※ 中央公民館長は、西部・城南・上野が丘・塩田・川西の各公民館に連絡する。				<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部</th> <th>部署名 責任者</th> <th>班名 ◎班長、○副班長</th> <th>班員</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">消防対策部 消防部長</td> <td rowspan="3">総務班 ◎消防総務課長</td> <td>消防総務課</td> <td>消防総務課</td> <td>1 予報、警報等の伝達および広報に関する事 2 気象情報の収集に関する事 3 非常時における通信の確保に関する事 4 災害の警戒及び防衛に関する事 5 避難の勧告又は指示に関する事 6 被害者の救出、救助に関する事 7 被害者の避難誘導に関する事 8 水防に関する事 9 死体の捜索に関する事 10 消防、防災組織との連絡、防災活動に関する事 11 火災証明に関する事（火災によるもの） 12 火災調査に関する事</td> </tr> <tr> <td>警防班 ◎消防警防課長 ◎中央消防課長 ◎南部消防課長 ◎東北消防課長 ◎川西消防課長 ◎九子消防課長 ◎真田消防課長</td> <td>消防警防課 中央消防課 南部消防課 東北消防課 川西消防課 九子消防課 真田消防課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予防班 ◎消防予防課長</td> <td>消防予防課</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">上下水道対策部 上下水道局長</td> <td rowspan="4">総務班 ◎経営管理課長 ◎サービス課長</td> <td>経営管理課 サービス課</td> <td>経営管理課 サービス課</td> <td>1 部の庶務に関する事 2 連絡調整に関する事 3 情報の収集及び伝達に関する事 4 広報活動に関する事 5 協力要請に関する事</td> </tr> <tr> <td>上水道班 ◎上水道課長 ◎九子・武石上下水道課長</td> <td>上水道課 九子・武石上下水道課 真田上下水道課</td> <td>1 上水道施設の被害調査に関する事 2 飲料水の応急給水に関する事 3 上水道施設の応急対策に関する事 4 上水道施設の復旧に関する事 5 応急資機材の調達、確保に関する事 6 飲料水の水質に関する事</td> </tr> <tr> <td>浄水管理班 ◎浄水管理センター所長</td> <td>浄水管理センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下水道班 ◎下水道課長 ◎九子・武石上下水道課長 ◎真田上下水道課長</td> <td>下水道課 九子・武石上下水道課 真田上下水道課</td> <td>1 下水道施設の被害調査に関する事 2 下水道施設の応急対策に関する事 3 下水道施設の復旧に関する事 4 応急資機材の調達、確保に関する事 5 放流水の水質に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">議会対策部 議会事務局長</td> <td rowspan="2">議会班 ◎議会事務局次長</td> <td>議会事務局</td> <td>議会事務局</td> <td>1 議会への連絡に関する事 2 応急対策に関する事</td> </tr> <tr> <td>協力班 ◎選挙管理委員会事務局長 ◎監査委員事務局</td> <td>選挙管理委員会事務局 監査委員事務局</td> <td>1 応急対策に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">教育対策部 教育次長</td> <td rowspan="4">学校教育班 ◎学校教育課長 ◎教育総務課長</td> <td>学校教育課 教育総務課</td> <td>学校教育課 教育総務課</td> <td>1 教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 被災児童生徒に対する教材、学用品等の交付に関する事 3 学校内の災害対策に関する事 4 学校施設の避難場所に関する事 5 連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>生涯学習班 ◎生涯学習・文化財課長 ◎スポーツ推進課長</td> <td>生涯学習・文化財課 スポーツ推進課</td> <td>1 社会教育施設、文化財等の被害調査及び応急対策に関する事 2 体育施設の被害調査及び応急対策に関する事</td> </tr> <tr> <td>協力班 ◎中央公民館長 ◎上田市立上田図書館長 ◎上田情報ライブラリー館長 ◎上田市立博物館長</td> <td>中央公民館 上田市立上田図書館 上田情報ライブラリー館 上田市立博物館</td> <td>1 応急対策に関する事 ※ 中央公民館長は、西部・城南・上野が丘・塩田・川西の各公民館に連絡する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	本部	部署名 責任者	班名 ◎班長、○副班長	班員	分掌事務	消防対策部 消防部長	総務班 ◎消防総務課長	消防総務課	消防総務課	1 予報、警報等の伝達および広報に関する事 2 気象情報の収集に関する事 3 非常時における通信の確保に関する事 4 災害の警戒及び防衛に関する事 5 避難の勧告又は指示に関する事 6 被害者の救出、救助に関する事 7 被害者の避難誘導に関する事 8 水防に関する事 9 死体の捜索に関する事 10 消防、防災組織との連絡、防災活動に関する事 11 火災証明に関する事（火災によるもの） 12 火災調査に関する事	警防班 ◎消防警防課長 ◎中央消防課長 ◎南部消防課長 ◎東北消防課長 ◎川西消防課長 ◎九子消防課長 ◎真田消防課長	消防警防課 中央消防課 南部消防課 東北消防課 川西消防課 九子消防課 真田消防課		予防班 ◎消防予防課長	消防予防課		上下水道対策部 上下水道局長	総務班 ◎経営管理課長 ◎サービス課長	経営管理課 サービス課	経営管理課 サービス課	1 部の庶務に関する事 2 連絡調整に関する事 3 情報の収集及び伝達に関する事 4 広報活動に関する事 5 協力要請に関する事	上水道班 ◎上水道課長 ◎九子・武石上下水道課長	上水道課 九子・武石上下水道課 真田上下水道課	1 上水道施設の被害調査に関する事 2 飲料水の応急給水に関する事 3 上水道施設の応急対策に関する事 4 上水道施設の復旧に関する事 5 応急資機材の調達、確保に関する事 6 飲料水の水質に関する事	浄水管理班 ◎浄水管理センター所長	浄水管理センター		下水道班 ◎下水道課長 ◎九子・武石上下水道課長 ◎真田上下水道課長	下水道課 九子・武石上下水道課 真田上下水道課	1 下水道施設の被害調査に関する事 2 下水道施設の応急対策に関する事 3 下水道施設の復旧に関する事 4 応急資機材の調達、確保に関する事 5 放流水の水質に関する事	議会対策部 議会事務局長	議会班 ◎議会事務局次長	議会事務局	議会事務局	1 議会への連絡に関する事 2 応急対策に関する事	協力班 ◎選挙管理委員会事務局長 ◎監査委員事務局	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1 応急対策に関する事	教育対策部 教育次長	学校教育班 ◎学校教育課長 ◎教育総務課長	学校教育課 教育総務課	学校教育課 教育総務課	1 教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 被災児童生徒に対する教材、学用品等の交付に関する事 3 学校内の災害対策に関する事 4 学校施設の避難場所に関する事 5 連絡調整に関する事	生涯学習班 ◎生涯学習・文化財課長 ◎スポーツ推進課長	生涯学習・文化財課 スポーツ推進課	1 社会教育施設、文化財等の被害調査及び応急対策に関する事 2 体育施設の被害調査及び応急対策に関する事	協力班 ◎中央公民館長 ◎上田市立上田図書館長 ◎上田情報ライブラリー館長 ◎上田市立博物館長	中央公民館 上田市立上田図書館 上田情報ライブラリー館 上田市立博物館	1 応急対策に関する事 ※ 中央公民館長は、西部・城南・上野が丘・塩田・川西の各公民館に連絡する。				<p>市の組織改正に伴う 本部組織の修正 (以下同じ)</p>
本部	部署名 責任者	班名 ◎班長、○副班長	班員	分掌事務																																																																																																							
消防対策部 消防部長	総務班 ◎消防総務課長	消防総務課	消防総務課	1 予報、警報等の伝達および広報に関する事 2 気象情報の収集に関する事 3 非常時における通信の確保に関する事 4 災害の警戒及び防衛に関する事 5 避難の勧告又は指示に関する事 6 被害者の救出、救助に関する事 7 被害者の避難誘導に関する事 8 水防に関する事 9 死体の捜索に関する事 10 消防、防災組織との連絡、防災活動に関する事 11 火災証明に関する事（火災によるもの） 12 火災調査に関する事																																																																																																							
		警防班 ◎消防警防課長 ◎中央消防課長 ◎南部消防課長 ◎東北消防課長 ◎川西消防課長 ◎九子消防課長 ◎真田消防課長	消防警防課 中央消防課 南部消防課 東北消防課 川西消防課 九子消防課 真田消防課																																																																																																								
		予防班 ◎消防予防課長	消防予防課																																																																																																								
上下水道対策部 上下水道局長	総務班 ◎経営管理課長 ◎サービス課長	経営管理課 サービス課	経営管理課 サービス課	1 部の庶務に関する事 2 連絡調整に関する事 3 情報の収集及び伝達に関する事 4 広報活動に関する事 5 協力要請に関する事																																																																																																							
		上水道班 ◎上水道課長 ◎九子・武石上下水道課長	上水道課 九子・武石上下水道課	1 上水道施設の被害調査に関する事 2 飲料水の応急給水に関する事 3 上水道施設の応急対策に関する事 4 上水道施設の復旧に関する事 5 応急資機材の調達、確保に関する事 6 飲料水の水質に関する事																																																																																																							
		浄水管理班 ◎浄水管理センター所長	浄水管理センター																																																																																																								
		下水道班 ◎下水道課長 ◎九子・武石上下水道課長	下水道課 九子・武石上下水道課	1 下水道施設の被害調査に関する事 2 下水道施設の応急対策に関する事 3 下水道施設の復旧に関する事 4 応急資機材の調達、確保に関する事 5 放流水の水質に関する事																																																																																																							
議会対策部 議会事務局長	議会班 ◎議会事務局次長	議会事務局	議会事務局	1 議会への連絡に関する事 2 応急対策に関する事																																																																																																							
		協力班 ◎選挙管理委員会事務局長 ◎監査委員事務局	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1 応急対策に関する事																																																																																																							
教育対策部 教育次長	学校教育班 ◎学校教育課長 ◎教育総務課長 ◎教育施設整備室長	学校教育課 教育総務課 ◎教育施設整備室	学校教育課 教育総務課 ◎教育施設整備室	1 教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 被災児童生徒に対する教材、学用品等の交付に関する事 3 学校内の災害対策に関する事 4 学校施設の避難場所に関する事 5 連絡調整に関する事																																																																																																							
		生涯学習班 ◎生涯学習・文化財課長 ◎スポーツ推進課長	生涯学習・文化財課 スポーツ推進課	1 社会教育施設、文化財等の被害調査及び応急対策に関する事 2 体育施設の被害調査及び応急対策に関する事																																																																																																							
		協力班 ◎中央公民館長 ◎上田市立上田図書館長 ◎上田情報ライブラリー館長 ◎上田市立博物館長	中央公民館 上田市立上田図書館 上田情報ライブラリー館 上田市立博物館	1 応急対策に関する事 ※ 中央公民館長は、西部・城南・上野が丘・塩田・川西の各公民館に連絡する。																																																																																																							
本部	部署名 責任者	班名 ◎班長、○副班長	班員	分掌事務																																																																																																							
消防対策部 消防部長	総務班 ◎消防総務課長	消防総務課	消防総務課	1 予報、警報等の伝達および広報に関する事 2 気象情報の収集に関する事 3 非常時における通信の確保に関する事 4 災害の警戒及び防衛に関する事 5 避難の勧告又は指示に関する事 6 被害者の救出、救助に関する事 7 被害者の避難誘導に関する事 8 水防に関する事 9 死体の捜索に関する事 10 消防、防災組織との連絡、防災活動に関する事 11 火災証明に関する事（火災によるもの） 12 火災調査に関する事																																																																																																							
		警防班 ◎消防警防課長 ◎中央消防課長 ◎南部消防課長 ◎東北消防課長 ◎川西消防課長 ◎九子消防課長 ◎真田消防課長	消防警防課 中央消防課 南部消防課 東北消防課 川西消防課 九子消防課 真田消防課																																																																																																								
		予防班 ◎消防予防課長	消防予防課																																																																																																								
上下水道対策部 上下水道局長	総務班 ◎経営管理課長 ◎サービス課長	経営管理課 サービス課	経営管理課 サービス課	1 部の庶務に関する事 2 連絡調整に関する事 3 情報の収集及び伝達に関する事 4 広報活動に関する事 5 協力要請に関する事																																																																																																							
		上水道班 ◎上水道課長 ◎九子・武石上下水道課長	上水道課 九子・武石上下水道課 真田上下水道課	1 上水道施設の被害調査に関する事 2 飲料水の応急給水に関する事 3 上水道施設の応急対策に関する事 4 上水道施設の復旧に関する事 5 応急資機材の調達、確保に関する事 6 飲料水の水質に関する事																																																																																																							
		浄水管理班 ◎浄水管理センター所長	浄水管理センター																																																																																																								
		下水道班 ◎下水道課長 ◎九子・武石上下水道課長 ◎真田上下水道課長	下水道課 九子・武石上下水道課 真田上下水道課	1 下水道施設の被害調査に関する事 2 下水道施設の応急対策に関する事 3 下水道施設の復旧に関する事 4 応急資機材の調達、確保に関する事 5 放流水の水質に関する事																																																																																																							
議会対策部 議会事務局長	議会班 ◎議会事務局次長	議会事務局	議会事務局	1 議会への連絡に関する事 2 応急対策に関する事																																																																																																							
		協力班 ◎選挙管理委員会事務局長 ◎監査委員事務局	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1 応急対策に関する事																																																																																																							
教育対策部 教育次長	学校教育班 ◎学校教育課長 ◎教育総務課長	学校教育課 教育総務課	学校教育課 教育総務課	1 教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 被災児童生徒に対する教材、学用品等の交付に関する事 3 学校内の災害対策に関する事 4 学校施設の避難場所に関する事 5 連絡調整に関する事																																																																																																							
		生涯学習班 ◎生涯学習・文化財課長 ◎スポーツ推進課長	生涯学習・文化財課 スポーツ推進課	1 社会教育施設、文化財等の被害調査及び応急対策に関する事 2 体育施設の被害調査及び応急対策に関する事																																																																																																							
		協力班 ◎中央公民館長 ◎上田市立上田図書館長 ◎上田情報ライブラリー館長 ◎上田市立博物館長	中央公民館 上田市立上田図書館 上田情報ライブラリー館 上田市立博物館	1 応急対策に関する事 ※ 中央公民館長は、西部・城南・上野が丘・塩田・川西の各公民館に連絡する。																																																																																																							

頁	新	旧	修正理由・備考																																						
135	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部</th> <th>部署名 責任者</th> <th>班名 ◎班長、○副班長</th> <th>班員</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">地域対策部</td> <td rowspan="4">上田地域自治センター ◎豊後地域自治センター長 ◎塩田地域自治センター長 ◎川西地域自治センター長 ○西部公民館長 ○城南公民館長 ○上野小丘公民館長 ○塩田公民館長 ○川西公民館長</td> <td>上田地域対策班</td> <td>豊後地域自治センター 塩田地域自治センター 川西地域自治センター 西部公民館 城南公民館 上野小丘公民館 塩田公民館 川西公民館</td> <td>1 地域対策に関すること 2 連絡調整に関すること 3 応急対策に関すること</td> </tr> <tr> <td>丸子地域対策班</td> <td>丸子地域自治センター 丸子地域振興課 丸子市民サービス課 丸子産業観光課 丸子建設課 丸子地域教育事務所 上田市丸子学校給食センター所長 丸子図書館 丸子文化会館 丸子公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>真田地域対策班</td> <td>真田地域自治センター 真田地域振興課 真田市民サービス課 真田産業観光課 真田建設課 真田地域教育事務所 真田図書館 真田文化会館 真田中央公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>武石地域対策班</td> <td>武石地域自治センター 武石地域振興課 武石市民サービス課 武石産業観光課 武石建設課 武石地域教育事務所 武石公民館</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	本部	部署名 責任者	班名 ◎班長、○副班長	班員	分掌事務	地域対策部	上田地域自治センター ◎豊後地域自治センター長 ◎塩田地域自治センター長 ◎川西地域自治センター長 ○西部公民館長 ○城南公民館長 ○上野小丘公民館長 ○塩田公民館長 ○川西公民館長	上田地域対策班	豊後地域自治センター 塩田地域自治センター 川西地域自治センター 西部公民館 城南公民館 上野小丘公民館 塩田公民館 川西公民館	1 地域対策に関すること 2 連絡調整に関すること 3 応急対策に関すること	丸子地域対策班	丸子地域自治センター 丸子地域振興課 丸子市民サービス課 丸子産業観光課 丸子建設課 丸子地域教育事務所 上田市丸子学校給食センター所長 丸子図書館 丸子文化会館 丸子公民館		真田地域対策班	真田地域自治センター 真田地域振興課 真田市民サービス課 真田産業観光課 真田建設課 真田地域教育事務所 真田図書館 真田文化会館 真田中央公民館		武石地域対策班	武石地域自治センター 武石地域振興課 武石市民サービス課 武石産業観光課 武石建設課 武石地域教育事務所 武石公民館		<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部</th> <th>部署名 責任者</th> <th>班名 ◎班長、○副班長</th> <th>班員</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">地域対策部 (上田地域自治センター長)</td> <td rowspan="4">上田地域自治センター ◎豊後地域自治センター長 ◎塩田地域自治センター長 ◎川西地域自治センター長 ○西部公民館長 ○城南公民館長 ○上野小丘公民館長 ○塩田公民館長 ○川西公民館長</td> <td>上田地域対策班</td> <td>豊後地域自治センター 塩田地域自治センター 川西地域自治センター 西部公民館 城南公民館 上野小丘公民館 塩田公民館 川西公民館</td> <td>1 地域対策に関すること 2 連絡調整に関すること 3 応急対策に関すること</td> </tr> <tr> <td>丸子地域対策班</td> <td>丸子地域自治センター 丸子地域振興課 丸子市民サービス課 丸子産業観光課 丸子建設課 丸子地域教育事務所 上田市丸子学校給食センター所長 丸子図書館 丸子文化会館 丸子公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>真田地域対策班</td> <td>真田地域自治センター 真田地域振興課 真田市民サービス課 真田産業観光課 真田建設課 真田地域教育事務所 真田図書館 真田文化会館 真田中央公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>武石地域対策班</td> <td>武石地域自治センター 武石地域振興課 武石市民サービス課 武石産業観光課 武石建設課 武石地域教育事務所 武石公民館</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	本部	部署名 責任者	班名 ◎班長、○副班長	班員	分掌事務	地域対策部 (上田地域自治センター長)	上田地域自治センター ◎豊後地域自治センター長 ◎塩田地域自治センター長 ◎川西地域自治センター長 ○西部公民館長 ○城南公民館長 ○上野小丘公民館長 ○塩田公民館長 ○川西公民館長	上田地域対策班	豊後地域自治センター 塩田地域自治センター 川西地域自治センター 西部公民館 城南公民館 上野小丘公民館 塩田公民館 川西公民館	1 地域対策に関すること 2 連絡調整に関すること 3 応急対策に関すること	丸子地域対策班	丸子地域自治センター 丸子地域振興課 丸子市民サービス課 丸子産業観光課 丸子建設課 丸子地域教育事務所 上田市丸子学校給食センター所長 丸子図書館 丸子文化会館 丸子公民館		真田地域対策班	真田地域自治センター 真田地域振興課 真田市民サービス課 真田産業観光課 真田建設課 真田地域教育事務所 真田図書館 真田文化会館 真田中央公民館		武石地域対策班	武石地域自治センター 武石地域振興課 武石市民サービス課 武石産業観光課 武石建設課 武石地域教育事務所 武石公民館		<p>市の組織改正に伴う 本部組織の修正</p>
本部	部署名 責任者	班名 ◎班長、○副班長	班員	分掌事務																																					
地域対策部	上田地域自治センター ◎豊後地域自治センター長 ◎塩田地域自治センター長 ◎川西地域自治センター長 ○西部公民館長 ○城南公民館長 ○上野小丘公民館長 ○塩田公民館長 ○川西公民館長	上田地域対策班	豊後地域自治センター 塩田地域自治センター 川西地域自治センター 西部公民館 城南公民館 上野小丘公民館 塩田公民館 川西公民館	1 地域対策に関すること 2 連絡調整に関すること 3 応急対策に関すること																																					
		丸子地域対策班	丸子地域自治センター 丸子地域振興課 丸子市民サービス課 丸子産業観光課 丸子建設課 丸子地域教育事務所 上田市丸子学校給食センター所長 丸子図書館 丸子文化会館 丸子公民館																																						
		真田地域対策班	真田地域自治センター 真田地域振興課 真田市民サービス課 真田産業観光課 真田建設課 真田地域教育事務所 真田図書館 真田文化会館 真田中央公民館																																						
		武石地域対策班	武石地域自治センター 武石地域振興課 武石市民サービス課 武石産業観光課 武石建設課 武石地域教育事務所 武石公民館																																						
本部	部署名 責任者	班名 ◎班長、○副班長	班員	分掌事務																																					
地域対策部 (上田地域自治センター長)	上田地域自治センター ◎豊後地域自治センター長 ◎塩田地域自治センター長 ◎川西地域自治センター長 ○西部公民館長 ○城南公民館長 ○上野小丘公民館長 ○塩田公民館長 ○川西公民館長	上田地域対策班	豊後地域自治センター 塩田地域自治センター 川西地域自治センター 西部公民館 城南公民館 上野小丘公民館 塩田公民館 川西公民館	1 地域対策に関すること 2 連絡調整に関すること 3 応急対策に関すること																																					
		丸子地域対策班	丸子地域自治センター 丸子地域振興課 丸子市民サービス課 丸子産業観光課 丸子建設課 丸子地域教育事務所 上田市丸子学校給食センター所長 丸子図書館 丸子文化会館 丸子公民館																																						
		真田地域対策班	真田地域自治センター 真田地域振興課 真田市民サービス課 真田産業観光課 真田建設課 真田地域教育事務所 真田図書館 真田文化会館 真田中央公民館																																						
		武石地域対策班	武石地域自治センター 武石地域振興課 武石市民サービス課 武石産業観光課 武石建設課 武石地域教育事務所 武石公民館																																						

頁	新	旧	修正理由・備考
141	<p style="text-align: center;">第4節 広域相互応援活動 (総務企画班、消防対策部)</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容 (略)</p> <p>3 受援体制の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。</p> <p>(2) 実施方針</p> <p>円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、指定避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。</p> <p>また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。</p> <p>さらに、市は県と連携し、電気、ガス、電話等のライフラインの迅速な復旧を図るため、ライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づけ、災害対策本部組織への参画を図り、次のような復旧方針の調整等を行う。</p> <p>ア 市の災害応急対策活動との調整</p> <p>イ ライフライン復旧にあたっての各機関相互の連携</p> <p>ウ 復旧作業にあたって重機等の確保</p>	<p style="text-align: center;">第4節 広域相互応援活動 (総務企画班、消防対策部)</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容 (略)</p> <p>3 受援体制の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。</p> <p>(2) 実施方針</p> <p>円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、避難場所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。</p> <p>また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。</p> <p>さらに、市は県と連携し、電気、ガス、電話等のライフラインの迅速な復旧を図るため、ライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づけ、災害対策本部組織への参画を図り、次のような復旧方針の調整等を行う。</p> <p>ア 市の災害応急対策活動との調整</p> <p>イ ライフライン復旧にあたっての各機関相互の連携</p> <p>ウ 復旧作業にあたって重機等の確保</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（以下同じ）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
152	<p align="center">第7節 救助・救急・医療活動 (消防対策部、福祉・<u>救援物資・ボランティア班</u>、医療救護班、医療機関)</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容 (略)</p>	<p align="center">第7節 救助・救急・医療活動 (消防対策部、福祉・医療救護班、医療機関)</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容 (略)</p>	
153	<p>2 医療活動 (1) 基本方針</p> <p>災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。</p> <p>また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。</p> <p>更に、市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。</p> <p><u>なお、地方公共団体は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>ア 市は、「上小地域災害時医療救護活動マニュアル」により上田保健福祉事務所と連携し、災害時における医療救護体制に基づき、上田市医師会、小県医師会、上田小県歯科医師会、上田薬剤師会、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害拠点病院等とともに、医療救護活動等を行う。</p> <p>また、必要に応じて県、隣接市町村、郡市医師会等に協力を要請する。</p> <p>(ア) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行う。</p> <p>(イ) 日本赤十字社長野県支部長は、市、県から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認められたときは、医療救護班等を派遣し、<u>指定避難所・救護所</u>等で別に掲げる医療救護活動等に当たる。</p> <p>(ウ) 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との密接な連携のもとに傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行う。</p> <p>(エ) 日本赤十字社長野県支部長は、県内3か所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送する。</p> <p>また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請する。</p> <p>(オ) (社)長野県医師会、郡市医師会、(社)長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、(公益社団)長野県看護協会等は医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、あらかじめ救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行う。</p>	<p>2 医療活動 (1) 基本方針</p> <p>災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。</p> <p>また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。</p> <p>更に、市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>ア 市は、「上小地域災害時医療救護活動マニュアル」により上田保健福祉事務所と連携し、災害時における医療救護体制に基づき、上田市医師会、小県医師会、上田小県歯科医師会、上田薬剤師会、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害拠点病院等とともに、医療救護活動等を行う。</p> <p>また、必要に応じて県、隣接市町村、郡市医師会等に協力を要請する。</p> <p>(ア) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行う。</p> <p>(イ) 日本赤十字社長野県支部長は、市、県から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認められたときは、医療救護班等を派遣し、<u>避難場所・救護所</u>等で別に掲げる医療救護活動等に当たる。</p> <p>(ウ) 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との密接な連携のもとに傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行う。</p> <p>(エ) 日本赤十字社長野県支部長は、県内3か所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送する。</p> <p>また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請する。</p> <p>(オ) (社)長野県医師会、郡市医師会、(社)長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、(公益社団)長野県看護協会等は医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、あらかじめ救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行う。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（以下同じ）</p>
154	<p>また、市、県から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ救護班を派遣する。</p> <p>(カ) 災害派遣医療チーム（DMAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施する。</p> <p>(キ) (社)長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救護活動を行う。</p> <p>また、市、県から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣する。</p> <p>(ク) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。</p> <p>(ケ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。</p> <p>(コ) (一社)日本産薬・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、県からの要請に基づき、医療ガスを速やかに供給する。</p>	<p>また、市、県から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ救護班を派遣する。</p> <p>(カ) 災害派遣医療チーム（DMAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施する。</p> <p>(キ) (社)長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救護活動を行う。</p> <p>また、市、県から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣する。</p> <p>(ク) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。</p> <p>(ケ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。</p> <p>(コ) (一社)日本産薬・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、県からの要請に基づき、医療ガスを速やかに供給する。</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
154	<p>(サ) 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。</p> <p>(シ) (社) 長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、指定避難場所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行う。</p> <p>イ 管内の適当な場所に医療救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の指定避難所への輸送体制を整備する。</p> <p>ウ 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。</p> <p>また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。</p> <p>エ 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。</p> <p>オ 医療救護活動において使用する医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県または関係機関に対し、供給の要請を行う。</p>	<p>(サ) 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。</p> <p>(シ) (社) 長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難場所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行う。</p> <p>イ 管内の適当な場所に医療救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難場所への輸送体制を整備する。</p> <p>ウ 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。</p> <p>また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。</p> <p>エ 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。</p> <p>オ 医療救護活動において使用する医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県または関係機関に対し、供給の要請を行う。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（以下同じ）</p>
157	<p style="text-align: center;">第9節 要配慮者に対する応急活動 (救援対策班、福祉・救援物資・ボランティア班、医療救護班)</p> <p>(略)</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した指定避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への収容等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、指定避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難収容活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市、県及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講じる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）をはじめとする災害情報の周知要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民、自主防災組織等の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。</p> <p>イ 要配慮者の状況把握及び避難誘導</p> <p>災害が発生した際は、要配慮者に関する避難支援計画等に基づき、要配慮者に関する台帳の活用や地域住民、自主防災組織等の協力により、安否及び保健福祉サービスの要否等について速やかに確認するとともに、必要な救助・避難支援を行う。</p> <p>なお、避難誘導する際には、要配慮者の態様に応じて、介助員等の付き添いや車両・車椅子等を活用する。</p> <p>また、社会福祉施設や医療機関等の利用者に関しても安否確認を行うとともに、被災者の救助・避難支援を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第9節 要配慮者に対する応急活動 (救援対策班、福祉・医療救護班)</p> <p>(略)</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難場所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への収容等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難場所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難収容活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市、県及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講じる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）をはじめとする災害情報の周知要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民、自主防災組織等の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。</p> <p>イ 要配慮者の状況把握及び避難誘導</p> <p>災害が発生した際は、要配慮者に関する避難支援計画等に基づき、要配慮者に関する台帳の活用や地域住民、自主防災組織等の協力により、安否及び保健福祉サービスの要否等について速やかに確認するとともに、必要な救助・避難支援を行う。</p> <p>なお、避難誘導する際には、要配慮者の態様に応じて、介助員等の付き添いや車両・車椅子等を活用する。</p> <p>また、社会福祉施設や医療機関等の利用者に関しても安否確認を行うとともに、被災者の救助・避難支援を行う。</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
158	<p>ウ <u>指定避難所での生活環境整備等</u> 災害時に通常の<u>指定避難所</u>では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の<u>指定避難所</u>の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。 また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。 (ア) 避難施設・設備の整備 段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。 (イ) <u>指定避難所</u>における物資の確保及び提供 車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。 (ウ) <u>指定避難所</u>における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所及び要配慮者が生活する<u>指定避難所</u>には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。 <u>(エ) 外国籍市民や外国人旅行者等の支援体制の確立</u> <u>外国籍市民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語支援センターの設置を行う。</u> (オ) 情報提供体制の確立 <u>指定避難所</u>等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。</p> <p>エ 在宅者対策 災害発生後、<u>指定避難所</u>に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。 (ア) 在宅者の訪問の実施 市は在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災組織等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。 (イ) 物資の確保及び提供 必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。 (ウ) 相談体制の整備 在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。 (エ) 情報提供体制の確立 災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。</p> <p>オ 応急仮設住宅等の確保 要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。</p>	<p>ウ 避難場所での生活環境整備 災害時に通常の避難場所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難場所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。 また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。 (ア) 避難施設・設備の整備 段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。 (イ) 避難場所における物資の確保及び提供 車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。 (ウ) 避難場所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所及び要配慮者が生活する避難場所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。 <u>(新設)</u> (エ) 情報提供体制の確立 避難場所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。</p> <p>エ 在宅者対策 災害発生後、避難場所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。 (ア) 在宅者の訪問の実施 市は在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災組織等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。 (イ) 物資の確保及び提供 必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。 (ウ) 相談体制の整備 在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。 (エ) 情報提供体制の確立 災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。</p> <p>オ 応急仮設住宅等の確保 要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。</p>	<p>修正理由・備考 国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (以下同じ)</p> <p>外国籍市民等の支援体制として、災害多言語支援センターの設置について新設</p>
159	<p>2 広域相互応援体制等の確立 (1) 基本方針 広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、<u>指定避難所</u>や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、収容等が集中的に必要なことが考えられる。 このような場合、市域を超えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難収容活動を行う。 (2) 実施計画 市は、要配慮者の救助・避難支援、<u>指定避難所</u>生活等に関し、市域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び<u>指定避難所</u>等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。</p>	<p>2 広域相互応援体制等の確立 (1) 基本方針 広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、<u>避難場所</u>や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、収容等が集中的に必要なことが考えられる。 このような場合、市域を超えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難収容活動を行う。 (2) 実施計画 市は、要配慮者の救助・避難支援、<u>避難場所</u>生活等に関し、市域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び<u>避難場所</u>等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考																																																
160	<table border="1"> <thead> <tr> <th>別表</th> <th>配慮すべき項目</th> <th>実施機関</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> 【避難収容等】 ○要配慮者の状況把握 ・安否確認、保健福祉サービスの要否等 ○災害情報及び避難勧告、指示の周知 ・要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達 ○避難誘導 ・傷病者、高齢者、障がい者、児童等の優先的避難誘導 ・必要に応じて傷病者、高齢者、障がい者児童等を車両により移送 ○指定避難所での生活環境の整備 ・避難施設の整備 ・段差解消、スロープの設置、洋式仮設トイレの設置等 ・医薬品、介護機器等の手配、確保車椅子、障がい者用携帯便器等 ・要配慮者に対する相談体制の整備 ○情報提供体制の確保 ・文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等 ○医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等 ・受入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ ○応急仮設住宅等の確保 ・高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障がい者、児童等の応急仮設住宅等への優先的入居 </td> <td>市 市、関係機関 市、関係機関 市、県、関係機関 市、県、関係機関 市、県、医療機関、社会福祉施設等 市、県</td> <td>全要配慮者 全要配慮者 全要配慮者 全要配慮者 高齢者、障がい者、外国人 傷病者、高齢者、障がい者、児童 傷病者、高齢者、障がい者、児童</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 【生活必需品等】 ○要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配 </td> <td>市、県、関係機関</td> <td>傷病者、高齢者、障がい者、児童</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 【保健衛生、感染症予防等】 ○心身両面の健康管理 ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施 ○保健福祉サービスの提供 ・介護職員等の派遣 ・入浴サービス等の実施 </td> <td>市、県、関係機関 市、県、関係機関</td> <td>傷病者、高齢者、障がい者、児童 傷病者、高齢者、障がい者、児童</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 【ライフライン等】 ○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復 ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保等 </td> <td>市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等</td> <td>入院患者、入所者等</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 【広域相互応援等】 ○応援体制の整備 ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 職員：医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等 車両：移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等 資機材：医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等 ・備蓄物資等の集積方法等の調整 ○受援体制の整備 ・応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 ・応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等 </td> <td>市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等 市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等</td> <td>全要配慮者 全要配慮者</td> </tr> </tbody> </table>	別表	配慮すべき項目	実施機関	対象者		【避難収容等】 ○要配慮者の状況把握 ・安否確認、保健福祉サービスの要否等 ○災害情報及び避難勧告、指示の周知 ・要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達 ○避難誘導 ・傷病者、高齢者、障がい者、児童等の優先的避難誘導 ・必要に応じて傷病者、高齢者、障がい者児童等を車両により移送 ○指定避難所での生活環境の整備 ・避難施設の整備 ・段差解消、スロープの設置、洋式仮設トイレの設置等 ・医薬品、介護機器等の手配、確保車椅子、障がい者用携帯便器等 ・要配慮者に対する相談体制の整備 ○情報提供体制の確保 ・文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等 ○医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等 ・受入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ ○応急仮設住宅等の確保 ・高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障がい者、児童等の応急仮設住宅等への優先的入居	市 市、関係機関 市、関係機関 市、県、関係機関 市、県、関係機関 市、県、医療機関、社会福祉施設等 市、県	全要配慮者 全要配慮者 全要配慮者 全要配慮者 高齢者、障がい者、外国人 傷病者、高齢者、障がい者、児童 傷病者、高齢者、障がい者、児童		【生活必需品等】 ○要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配	市、県、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、児童		【保健衛生、感染症予防等】 ○心身両面の健康管理 ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施 ○保健福祉サービスの提供 ・介護職員等の派遣 ・入浴サービス等の実施	市、県、関係機関 市、県、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、児童 傷病者、高齢者、障がい者、児童		【ライフライン等】 ○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復 ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保等	市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	入院患者、入所者等		【広域相互応援等】 ○応援体制の整備 ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 職員：医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等 車両：移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等 資機材：医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等 ・備蓄物資等の集積方法等の調整 ○受援体制の整備 ・応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 ・応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等	市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等 市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	全要配慮者 全要配慮者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>別表</th> <th>配慮すべき項目</th> <th>実施機関</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> 【避難収容等】 ○要配慮者の状況把握 ・安否確認、保健福祉サービスの要否等 ○災害情報及び避難勧告、指示の周知 ・要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達 ○避難誘導 ・傷病者、高齢者、障がい者、児童等の優先的避難誘導 ・必要に応じて傷病者、高齢者、障がい者児童等を車両により移送 ○避難場所での生活環境の整備 ・避難施設の整備 ・段差解消、スロープの設置、洋式仮設トイレの設置等 ・医薬品、介護機器等の手配、確保車椅子、障がい者用携帯便器等 ・要配慮者に対する相談体制の整備 ○情報提供体制の確保 ・文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等 ○医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等 ・受入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ ○応急仮設住宅等の確保 ・高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障がい者、児童等の応急仮設住宅等への優先的入居 </td> <td>市 市、関係機関 市、関係機関 市、県、関係機関 市、県、関係機関 市、県、医療機関、社会福祉施設等 市、県</td> <td>全要配慮者 全要配慮者 全要配慮者 全要配慮者 高齢者、障がい者、外国人 傷病者、高齢者、障がい者、児童 傷病者、高齢者、障がい者、児童</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 【生活必需品等】 ○要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配 </td> <td>市、県、関係機関</td> <td>傷病者、高齢者、障がい者、児童</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 【保健衛生、感染症予防等】 ○心身両面の健康管理 ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施 ○保健福祉サービスの提供 ・介護職員等の派遣 ・入浴サービス等の実施 </td> <td>市、県、関係機関 市、県、関係機関</td> <td>傷病者、高齢者、障がい者、児童 傷病者、高齢者、障がい者、児童</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 【ライフライン等】 ○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復 ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保等 </td> <td>市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等</td> <td>入院患者、入所者等</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 【広域相互応援等】 ○応援体制の整備 ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 職員：医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等 車両：移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等 資機材：医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等 ・備蓄物資等の集積方法等の調整 ○受援体制の整備 ・応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 ・応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等 </td> <td>市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等 市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等</td> <td>全要配慮者 全要配慮者</td> </tr> </tbody> </table>	別表	配慮すべき項目	実施機関	対象者		【避難収容等】 ○要配慮者の状況把握 ・安否確認、保健福祉サービスの要否等 ○災害情報及び避難勧告、指示の周知 ・要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達 ○避難誘導 ・傷病者、高齢者、障がい者、児童等の優先的避難誘導 ・必要に応じて傷病者、高齢者、障がい者児童等を車両により移送 ○避難場所での生活環境の整備 ・避難施設の整備 ・段差解消、スロープの設置、洋式仮設トイレの設置等 ・医薬品、介護機器等の手配、確保車椅子、障がい者用携帯便器等 ・要配慮者に対する相談体制の整備 ○情報提供体制の確保 ・文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等 ○医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等 ・受入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ ○応急仮設住宅等の確保 ・高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障がい者、児童等の応急仮設住宅等への優先的入居	市 市、関係機関 市、関係機関 市、県、関係機関 市、県、関係機関 市、県、医療機関、社会福祉施設等 市、県	全要配慮者 全要配慮者 全要配慮者 全要配慮者 高齢者、障がい者、外国人 傷病者、高齢者、障がい者、児童 傷病者、高齢者、障がい者、児童		【生活必需品等】 ○要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配	市、県、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、児童		【保健衛生、感染症予防等】 ○心身両面の健康管理 ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施 ○保健福祉サービスの提供 ・介護職員等の派遣 ・入浴サービス等の実施	市、県、関係機関 市、県、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、児童 傷病者、高齢者、障がい者、児童		【ライフライン等】 ○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復 ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保等	市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	入院患者、入所者等		【広域相互応援等】 ○応援体制の整備 ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 職員：医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等 車両：移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等 資機材：医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等 ・備蓄物資等の集積方法等の調整 ○受援体制の整備 ・応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 ・応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等	市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等 市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	全要配慮者 全要配慮者	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（以下同じ）</p>
別表	配慮すべき項目	実施機関	対象者																																																
	【避難収容等】 ○要配慮者の状況把握 ・安否確認、保健福祉サービスの要否等 ○災害情報及び避難勧告、指示の周知 ・要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達 ○避難誘導 ・傷病者、高齢者、障がい者、児童等の優先的避難誘導 ・必要に応じて傷病者、高齢者、障がい者児童等を車両により移送 ○指定避難所での生活環境の整備 ・避難施設の整備 ・段差解消、スロープの設置、洋式仮設トイレの設置等 ・医薬品、介護機器等の手配、確保車椅子、障がい者用携帯便器等 ・要配慮者に対する相談体制の整備 ○情報提供体制の確保 ・文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等 ○医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等 ・受入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ ○応急仮設住宅等の確保 ・高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障がい者、児童等の応急仮設住宅等への優先的入居	市 市、関係機関 市、関係機関 市、県、関係機関 市、県、関係機関 市、県、医療機関、社会福祉施設等 市、県	全要配慮者 全要配慮者 全要配慮者 全要配慮者 高齢者、障がい者、外国人 傷病者、高齢者、障がい者、児童 傷病者、高齢者、障がい者、児童																																																
	【生活必需品等】 ○要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配	市、県、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、児童																																																
	【保健衛生、感染症予防等】 ○心身両面の健康管理 ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施 ○保健福祉サービスの提供 ・介護職員等の派遣 ・入浴サービス等の実施	市、県、関係機関 市、県、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、児童 傷病者、高齢者、障がい者、児童																																																
	【ライフライン等】 ○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復 ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保等	市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	入院患者、入所者等																																																
	【広域相互応援等】 ○応援体制の整備 ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 職員：医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等 車両：移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等 資機材：医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等 ・備蓄物資等の集積方法等の調整 ○受援体制の整備 ・応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 ・応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等	市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等 市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	全要配慮者 全要配慮者																																																
別表	配慮すべき項目	実施機関	対象者																																																
	【避難収容等】 ○要配慮者の状況把握 ・安否確認、保健福祉サービスの要否等 ○災害情報及び避難勧告、指示の周知 ・要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達 ○避難誘導 ・傷病者、高齢者、障がい者、児童等の優先的避難誘導 ・必要に応じて傷病者、高齢者、障がい者児童等を車両により移送 ○避難場所での生活環境の整備 ・避難施設の整備 ・段差解消、スロープの設置、洋式仮設トイレの設置等 ・医薬品、介護機器等の手配、確保車椅子、障がい者用携帯便器等 ・要配慮者に対する相談体制の整備 ○情報提供体制の確保 ・文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等 ○医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等 ・受入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ ○応急仮設住宅等の確保 ・高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障がい者、児童等の応急仮設住宅等への優先的入居	市 市、関係機関 市、関係機関 市、県、関係機関 市、県、関係機関 市、県、医療機関、社会福祉施設等 市、県	全要配慮者 全要配慮者 全要配慮者 全要配慮者 高齢者、障がい者、外国人 傷病者、高齢者、障がい者、児童 傷病者、高齢者、障がい者、児童																																																
	【生活必需品等】 ○要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配	市、県、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、児童																																																
	【保健衛生、感染症予防等】 ○心身両面の健康管理 ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施 ○保健福祉サービスの提供 ・介護職員等の派遣 ・入浴サービス等の実施	市、県、関係機関 市、県、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、児童 傷病者、高齢者、障がい者、児童																																																
	【ライフライン等】 ○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復 ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保等	市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	入院患者、入所者等																																																
	【広域相互応援等】 ○応援体制の整備 ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 職員：医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等 車両：移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等 資機材：医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等 ・備蓄物資等の集積方法等の調整 ○受援体制の整備 ・応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 ・応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等	市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等 市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	全要配慮者 全要配慮者																																																
161																																																			

頁	新	旧	修正理由・備考												
162	<p align="center">新</p> <p align="center">第10節 緊急輸送活動 (公有財産管財班、救援物資・ボランティア班、土木班)</p> <p>第1 基本方針 大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行うものとする。 また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。</p> <table border="1" data-bbox="181 406 1010 531"> <thead> <tr> <th>第1段階の活動</th> <th>第2段階の活動</th> <th>第3段階の活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制</td> <td>・(第1段階の続行) ・食料、水等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧</td> <td>・(第1・2段階の続行) ・災害復旧 ・生活必需物資輸送</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、基本的に物資の輸送は市町村からの要請に基づき行われるが、市町村からの要請を待っていないと認められるときは、要請を待たず、被災市町村に対する物資を確保し、輸送する。</p> <p>第2 主な活動 1 緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部が行う。 2 被災状況を直ちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して、緊急交通路を確保する。 3 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両の確認事務を行う。 4 主要道路を優先した応急復旧や除雪活動を行うとともに、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。 5 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。 6 支援物資の集積と各指定避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。</p> <p>第3 活動の内容 1 緊急輸送の調整 (略)</p>	第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動	・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制	・(第1段階の続行) ・食料、水等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧	・(第1・2段階の続行) ・災害復旧 ・生活必需物資輸送	<p align="center">旧</p> <p align="center">第10節 緊急輸送活動 (公有財産管財班、救援物資・ボランティア班、土木班)</p> <p>第1 基本方針 大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行うものとする。 また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1084 406 1912 531"> <thead> <tr> <th>第1段階の活動</th> <th>第2段階の活動</th> <th>第3段階の活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制</td> <td>・(第1段階の続行) ・食料、水等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧</td> <td>・(第1・2段階の続行) ・災害復旧 ・生活必需物資輸送</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、基本的に物資の輸送は市町村からの要請に基づき行われるが、市町村からの要請を待っていないと認められるときは、要請を待たず、被災市町村に対する物資を確保し、輸送する。</p> <p>第2 主な活動 1 緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部が行う。 2 被災状況を直ちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して、緊急交通路を確保する。 3 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両の確認事務を行う。 4 主要道路を優先した応急復旧や除雪活動を行うとともに、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。 5 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。 6 支援物資の集積と各避難場所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。</p> <p>第3 活動の内容 1 緊急輸送の調整 (略)</p>	第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動	・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制	・(第1段階の続行) ・食料、水等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧	・(第1・2段階の続行) ・災害復旧 ・生活必需物資輸送	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせる修正(以下同じ)</p>
第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動													
・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制	・(第1段階の続行) ・食料、水等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧	・(第1・2段階の続行) ・災害復旧 ・生活必需物資輸送													
第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動													
・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制	・(第1段階の続行) ・食料、水等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧	・(第1・2段階の続行) ・災害復旧 ・生活必需物資輸送													
163	<p>3 緊急交通路確保のための応急復旧 (1) 基本方針 県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保するものとする。 また、応急復旧にあたっては各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できるかぎり早期の緊急交通路確保に留意するものとする。 (2) 実施計画 ア この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各指定避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進するものとする。 イ 緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請するものとする。 (略)</p>	<p>3 緊急交通路確保のための応急復旧 (1) 基本方針 県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保するものとする。 また、応急復旧にあたっては各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できるかぎり早期の緊急交通路確保に留意するものとする。 (2) 実施計画 ア この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難場所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進するものとする。 イ 緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請するものとする。 (略)</p>													
164	<p>6 輸送拠点の確保 (1) 基本方針 緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各指定避難所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定するものとする。 (2) 実施計画 ア 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき市が当たることを原則とし、運営に当たっては、県と密接に連携するものとする。 イ 市は、各指定避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にするものとする。</p>	<p>6 輸送拠点の確保 (1) 基本方針 緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難場所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定するものとする。 (2) 実施計画 ア 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき市が当たることを原則とし、運営に当たっては、県と密接に連携するものとする。 イ 市は、各避難場所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にするものとする。</p>													

頁	新	旧	修正理由・備考																																																										
167	<p align="center">第12節 避難収容及び情報提供活動 (全部局、救援対策班、指定緊急避難場所開設担当者)</p> <p>(略)</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難勧告、避難指示(緊急)の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。 2 市長は、必要に応じ警戒区域の設定を行う。 3 避難誘導に当たっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。 4 市は、避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。 5 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 6 市及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。 7 市、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。 <p>第3 活動の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急) <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本方針 風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示(緊急)を行う。 避難準備・高齢者等避難開始を伝達する者、避難勧告、避難指示(緊急)を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ確かな収集に努めるとともに、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示(緊急)を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。 その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。 (2) 実施計画 <ol style="list-style-type: none"> ア 実施機関 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 関係機関が実施すべき事項 	<p align="center">第12節 避難収容及び情報提供活動 (全部局、救援対策班、避難場所開設者)</p> <p>(略)</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難勧告、避難指示(緊急)の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。 2 市長は、必要に応じ警戒区域の設定を行う。 3 避難誘導に当たっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。 4 市は、避難者のために避難場所を開設し、良好な避難生活を確保する。 5 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 6 市及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。 7 市、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。 <p>第3 活動の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急) <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本方針 風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示(緊急)を行う。 避難準備・高齢者等避難開始を伝達する者、避難勧告、避難指示(緊急)を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ確かな収集に努めるとともに、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示(緊急)を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。 その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。 (2) 実施計画 <ol style="list-style-type: none"> ア 実施機関 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 関係機関が実施すべき事項 	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (以下同じ)</p>																																																										
168	<table border="1" data-bbox="170 869 947 1228"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難勧告</td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">避難指示(緊急)</td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>指定避難所の開設、収容</td> <td>市長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施事項	機関等	根拠	対象災害	避難勧告	市長	災害対策基本法第60条	災害全般	避難指示(緊急)	市長	災害対策基本法第60条	災害全般	水防管理者	水防法第29条	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	洪水及び地すべり災害全般		自衛官	自衛隊法第94条	洪水及び地すべり災害全般	指定避難所の開設、収容	市長			<table border="1" data-bbox="1066 869 1843 1228"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難勧告</td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">避難指示(緊急)</td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>避難場所の開設、収容</td> <td>市長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施事項	機関等	根拠	対象災害	避難勧告	市長	災害対策基本法第60条	災害全般	避難指示(緊急)	市長	災害対策基本法第60条	災害全般	水防管理者	水防法第29条	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	洪水及び地すべり災害全般		自衛官	自衛隊法第94条	洪水及び地すべり災害全般	避難場所の開設、収容	市長			
実施事項	機関等	根拠	対象災害																																																										
避難勧告	市長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																										
避難指示(緊急)	市長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																										
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																										
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般																																																										
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	洪水及び地すべり災害全般																																																										
	自衛官	自衛隊法第94条	洪水及び地すべり災害全般																																																										
指定避難所の開設、収容	市長																																																												
実施事項	機関等	根拠	対象災害																																																										
避難勧告	市長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																										
避難指示(緊急)	市長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																										
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																										
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般																																																										
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	洪水及び地すべり災害全般																																																										
	自衛官	自衛隊法第94条	洪水及び地すべり災害全般																																																										
避難場所の開設、収容	市長																																																												

頁	新	旧	修正理由・備考																								
168	<p>(略)</p> <p>ウ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始及び報告、通知等</p> <p>(ア) 市長の行う措置</p> <p>a 避難指示（緊急）、避難勧告</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示（緊急）、避難勧告を行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>ウ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始及び報告、通知等</p> <p>(ア) 市長の行う措置</p> <p>a 避難指示（緊急）、避難勧告</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示（緊急）、避難勧告を行うものとする。</p>																									
169	<p>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待機等の確保措置を講ずるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。</p> <p>なお災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政期間に速やかに助言を求めるものとする。</p> <p>(a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断された場合</p> <p>(b) 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>(c) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を超えている地域）</p> <p>(d) 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>(e) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域</p> <p>(f) 河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域</p> <table border="1" data-bbox="168 842 987 949"> <thead> <tr> <th></th> <th>依田川（依田橋観測所）</th> <th>千曲川（塩名田観測所）</th> <th>千曲川（生田水位観測所）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はん濫注意水位</td> <td>1.8m</td> <td>3.0m</td> <td>1.9m</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位</td> <td>3.8m</td> <td>3.3m</td> <td>4.5m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(g) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域</p> <p>(h) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域</p> <p>(i) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域</p> <p>(j) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域</p> <p>(k) 避難路の断たれる危険のある地域</p> <p>(l) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域</p> <p>(m) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し広域にわたり人的被害が予想される地域</p> <p>(略)</p>		依田川（依田橋観測所）	千曲川（塩名田観測所）	千曲川（生田水位観測所）	はん濫注意水位	1.8m	3.0m	1.9m	避難判断水位	3.8m	3.3m	4.5m	<p>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待機等の確保措置を講ずるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。</p> <p>なお災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政期間に速やかに助言を求めるものとする。</p> <p>(a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断された場合</p> <p>(b) 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>(c) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を超えている地域）</p> <p>(d) 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>(e) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域</p> <p>(f) 河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域</p> <table border="1" data-bbox="1068 842 1888 949"> <thead> <tr> <th></th> <th>依田川（依田橋観測所）</th> <th>千曲川（塩名田観測所）</th> <th>千曲川（生田水位観測所）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はん濫注意水位</td> <td>1.8m</td> <td>3.0m</td> <td>1.9m</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位</td> <td>2.9m</td> <td>3.3m</td> <td>4.4m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(g) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域</p> <p>(h) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域</p> <p>(i) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域</p> <p>(j) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域</p> <p>(k) 避難路の断たれる危険のある地域</p> <p>(l) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域</p> <p>(m) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し広域にわたり人的被害が予想される地域</p> <p>(略)</p>		依田川（依田橋観測所）	千曲川（塩名田観測所）	千曲川（生田水位観測所）	はん濫注意水位	1.8m	3.0m	1.9m	避難判断水位	2.9m	3.3m	4.4m	数値の修正
	依田川（依田橋観測所）	千曲川（塩名田観測所）	千曲川（生田水位観測所）																								
はん濫注意水位	1.8m	3.0m	1.9m																								
避難判断水位	3.8m	3.3m	4.5m																								
	依田川（依田橋観測所）	千曲川（塩名田観測所）	千曲川（生田水位観測所）																								
はん濫注意水位	1.8m	3.0m	1.9m																								
避難判断水位	2.9m	3.3m	4.4m																								

頁	新	旧	修正理由・備考
170	<p>c 報告（災害対策基本法第60条等）</p> <p>(エ) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示</p> <p>二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。</p> <p>把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。</p> <p>さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。</p>	<p>c 報告（災害対策基本法第60条等）</p> <p>(エ) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示</p> <p>二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。</p> <p>把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。</p> <p>さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。</p>	
171	<p>(a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。</p> <p>(b) 市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。</p> <p>(c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。</p> <p>この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。</p> <p>(d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。</p> <p>(e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。</p> <p>(f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、<u>避難場所</u>へ避難誘導を行う。</p> <p>(g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。</p> <p>(h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市等の<u>指定</u>避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。</p> <p>(i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。</p>	<p>(a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。</p> <p>(b) 市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。</p> <p>(c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。</p> <p>この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。</p> <p>(d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。</p> <p>(e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。</p> <p>(f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、<u>避難場所</u>へ避難誘導を行う。</p> <p>(g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。</p> <p>(h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市等の<u>避難場所</u>の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。</p> <p>(i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (以下同じ)</p>
175	<p>(略)</p> <p>4 避難所の開設</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市は収容を必要とする被災者の救出のために<u>指定</u>避難所を設置するとともに、自治会、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 開設する<u>指定</u>避難所の指定</p> <p>市は、災害の種類に応じ、開設する<u>指定</u>避難所を指定する。</p> <p><u>指定緊急</u>避難場所開設担当者は、安全が確保できる体育館等を<u>指定</u>避難所として開設する。浸水想定区域内又は過去に浸水があった<u>指定</u>避難所は原則として開設しない。<u>指定</u>避難所開設者は、<u>指定</u>避難所において開設しない理由を明示し、近隣の安全な施設に収容するものとする。</p> <p>イ 開設の基準</p> <p>市長により避難勧告が発令された場合は、速やかに<u>指定</u>避難所の開設を決定し、住民に周知するとともに、<u>指定</u>避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。なお、開設の際には、前項の浸水想定区域内でないことを確認し、体育館などの開設を行う。</p> <p>また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。</p> <p>ウ 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉<u>避難所</u>を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</p> <p>エ <u>指定</u>避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、<u>指定</u>避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>4 避難所の開設</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市は収容を必要とする被災者の救出のために<u>避難場所</u>を設置するとともに、自治会、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 開設する<u>避難場所</u>の指定</p> <p>市は、災害の種類に応じ、開設する<u>避難場所</u>を指定する。</p> <p><u>避難場所</u>開設担当者は、安全が確保できる体育館等を<u>避難場所</u>として開設する。浸水想定区域内又は過去に浸水があった<u>避難場所</u>は原則として開設しない。<u>避難場所</u>開設者は、<u>避難場所</u>において開設しない理由を明示し、近隣の安全な施設に収容するものとする。</p> <p>イ 開設の基準</p> <p>市長により避難勧告が発令された場合は、速やかに<u>避難場所</u>の開設を決定し、住民に周知するとともに、<u>避難場所</u>に収容すべき者を誘導し保護するものとする。なお、開設の際には、前項の浸水想定区域内でないことを確認し、体育館などの開設を行う。</p> <p>また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を<u>避難場所</u>として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。</p> <p>ウ 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な<u>避難場所</u>の確保に努める。</p> <p>エ <u>避難場所</u>を開設したときは、市長はその旨を公示し、<u>避難場所</u>に収容すべき者を誘導し保護するものとする。</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
176	<p>5 指定避難所の運営</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市は自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずるとともに、地域住民及び施設管理者と共に「指定避難所運営マニュアル」を整備し、円滑な運営が行えるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 各指定避難所に運営の職員を配置する。</p> <p>イ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。</p> <p>(ア) 避難者</p> <p>(イ) 住民</p> <p>(ウ) 自主防災組織</p> <p>(エ) 他の地方公共団体</p> <p>(オ) ボランティア</p> <p>(カ) 避難所運営について専門性を有した外部支援者</p> <p>ウ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>エ 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</p> <p>オ 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p> <p>カ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>キ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭、障がい者などのニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>ク 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p>	<p>5 広域避難場所の運営</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市は自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずるとともに、地域住民及び施設管理者と共に「避難場所運営マニュアル」を整備し、円滑な運営が行えるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 各避難場所に運営の職員を配置する。</p> <p>イ 避難場所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。</p> <p>(ア) 避難者</p> <p>(イ) 住民</p> <p>(ウ) 自主防災組織</p> <p>(エ) 他の地方公共団体</p> <p>(オ) ボランティア</p> <p>(カ) 避難所運営について専門性を有した外部支援者</p> <p>ウ 避難場所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>エ 避難者に係る情報の早期把握及び避難場所です生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</p> <p>オ 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p> <p>カ 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>キ 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭、障がい者などのニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。</p> <p>ク 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(以下同じ)</p>
177	<p>ケ 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>(ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。</p> <p>(イ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての指定避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。</p> <p>a 介護職員等の派遣</p> <p>b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</p> <p>c 病院や社会福祉施設等への受入れ</p> <p>d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p>	<p>ケ 避難場所への収容及び避難場所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>(ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。</p> <p>(イ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難場所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。</p> <p>a 介護職員等の派遣</p> <p>b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</p> <p>c 病院や社会福祉施設等への受入れ</p> <p>d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
177	<p>e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。</p> <p>コ <u>指定避難所</u>の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。</p> <p>サ 市立学校における対策（教育委員会）</p> <p>(ア) 指定避難所としてあらかじめ指定を受けている市立の学校が地域の避難所として利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。</p> <p>また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ<u>指定避難所</u>として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。</p> <p>(イ) 学校長は、<u>指定避難所</u>の運営について、必要に応じ市に協力するものとする。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 幼児及び児童生徒が在学時に災害が発生し、地域の避難所として利用させる場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。</p> <p>シ <u>指定避難所</u>のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p> <p>ス 市は、ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとし、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該<u>指定避難所</u>に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。</p>	<p>e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。</p> <p>コ <u>避難場所</u>の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。</p> <p>サ 市立学校における対策（教育委員会）</p> <p>(ア) 指定避難所としてあらかじめ指定を受けている市立の学校が地域の避難所として利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。</p> <p>また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ<u>避難場所</u>として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。</p> <p>(イ) 学校長は、<u>避難場所</u>の運営について、必要に応じ市に協力するものとする。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 幼児及び児童生徒が在学時に災害が発生し、地域の避難所として利用させる場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。</p> <p>シ <u>避難場所</u>のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、<u>当該地域に避難場所等を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p>ス 市は、ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとし、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該<u>避難場所</u>に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（以下同じ）</p>
178	<p>セ 市は、関係機関と連携し、<u>指定避難所</u>での、住民の心身の健康相談、生活相談、就学・就職などニーズに応じた相談窓口の設置を行うものとする。</p> <p>ソ やむを得ず<u>指定避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>【関係機関が実施する対策】</p> <p>ア <u>指定避難所</u>の運営について必要に応じ市長に協力するものとする。</p> <p>イ 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。</p> <p>ウ 日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力する。</p> <p>(ア) 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供</p> <p>(イ) 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）</p> <p>エ 民生・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市に提供するものとする。</p> <p>6 広域的な避難を要する場合の活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、市、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 被害が甚大で市域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。</p>	<p>セ 市は、関係機関と連携し、<u>避難場所</u>での、住民の心身の健康相談、生活相談、就学・就職などニーズに応じた相談窓口の設置を行うものとする。</p> <p>ソ やむを得ず<u>避難場所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>【関係機関が実施する対策】</p> <p>ア <u>避難場所</u>の運営について必要に応じ市長に協力するものとする。</p> <p>イ 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。</p> <p>ウ 日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力する。</p> <p>(ア) 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供</p> <p>(イ) 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）</p> <p>エ 民生・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市に提供するものとする。</p> <p>6 広域的な避難を要する場合の活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、市、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 被害が甚大で市域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
178	<p>イ 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、<u>指定</u>避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。</p> <p>ウ この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。</p> <p>エ 避難者を受け入れる市町村は、<u>指定</u>避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。</p> <p>オ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。</p>	<p>イ 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、<u>避難場</u>所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。</p> <p>ウ この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。</p> <p>エ 避難者を受け入れる市町村は、<u>避難場</u>所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。</p> <p>オ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（以下同じ）</p>
179	<p>(略)</p> <p>8 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(1) 基本方針 被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画 ア 市及び県は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。 イ 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>指定</u>避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>8 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(1) 基本方針 被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画 ア 市及び県は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。 イ 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>避難場</u>所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p>	
180	<p>(略)</p> <p>9 避難所外避難者への支援</p> <p>(1) 基本方針 近年の大規模災害時において、指定された避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の災害でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。 避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難所を選択し、避難所が自然発生することから、車中泊避難者や指定された避難所以外（在宅避難者を含む）の避難者に対しても、食糧・物資等の提供、情報の提供、<u>指定</u>避難所への移送など必要な支援に努める。 また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。</p> <p>(2) 実施計画 ア 避難所外避難者の把握 市は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。 イ 必要な支援の実施 市は、避難所外避難者に対し、近隣住民、民生児童委員、自治会、自主防災組織などと連携し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、<u>指定</u>避難所への移送など必要な支援を行う。 ウ エコノミークラス症候群や生活不活発病の予防 市は、避難生活での健康維持を図るため、<u>指定</u>避難所や仮設住宅入居者を対象に定期的な健康指導を行い、エコノミークラス症候群や生活不活発病の予防に努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>9 避難所外避難者への支援</p> <p>(1) 基本方針 近年の大規模災害時において、指定された避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の災害でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。 避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定された避難場所以外（在宅避難者を含む）の避難者に対しても、食糧・物資等の提供、情報の提供、<u>避難場</u>所への移送など必要な支援に努める。 また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。</p> <p>(2) 実施計画 ア 避難所外避難者の把握 市は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。 イ 必要な支援の実施 市は、避難所外避難者に対し、近隣住民、民生児童委員、自治会、自主防災組織などと連携し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、<u>避難場</u>所への移送など必要な支援を行う。 ウ エコノミークラス症候群や生活不活発病の予防 市は、避難生活での健康維持を図るため、<u>避難場</u>所や仮設住宅入居者を対象に定期的な健康指導を行い、エコノミークラス症候群や生活不活発病の予防に努めるものとする。</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
190	<p style="text-align: center;">第18節 遺体の捜索及び処置等の活動 (消防対策部、福祉・救援物資・ボランティア班、医療救護班)</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 遺体の捜索及び処置</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 遺体の捜索は、市が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。</p> <p>イ 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な処置を行う。</p> <p>ウ 多数遺体の検視については、発見地を管轄する警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。</p> <p>エ 検視場所、遺体安置場所等を予め把握するとともに、指定避難所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることもあるので、このような場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 遺体の捜索を、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施するものとする。</p> <p>イ 被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。なお、場所については、あらかじめ選定しておくものとする。</p> <p>ウ 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。</p> <p>エ 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。</p> <p>オ 外国籍市民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。</p> <p>カ 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。</p> <p>キ 遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の市町村等からの応援を必要とする場合は、県等に要請するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第18節 遺体の捜索及び処置等の活動 (消防対策部、福祉・医療救護班)</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 遺体の捜索及び処置</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 遺体の捜索は、市が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。</p> <p>イ 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な処置を行う。</p> <p>ウ 多数遺体の検視については、発見地を管轄する警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。</p> <p>エ 検視場所、遺体安置場所等を予め把握するとともに、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることもあるので、このような場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 遺体の捜索を、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施するものとする。</p> <p>イ 被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。なお、場所については、あらかじめ選定しておくものとする。</p> <p>ウ 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。</p> <p>エ 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。</p> <p>オ 外国籍市民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。</p> <p>カ 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。</p> <p>キ 遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の市町村等からの応援を必要とする場合は、県等に要請するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
199	<p style="text-align: center;">第2 2節 電気施設応急活動 (中部電力(株))</p> <p>(略)</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員、電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧体制を確立する。 2 復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努めるとともに、必要に応じて節電の呼びかけを行う。 <p>第3 活動の内容</p> <p>(略)</p> <p>2 迅速な応急復旧活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 電力事業者は、市等関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、指定避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。</p> <p>イ 電力事業者は、復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達する。</p> <p>ウ 電力事業者は、資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2 2節 電気施設応急活動 (中部電力(株))</p> <p>(略)</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員、電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧体制を確立する。 2 復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努める。 <p>第3 活動の内容</p> <p>(略)</p> <p>2 迅速な応急復旧活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 電力事業者は、市等関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難場所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。</p> <p>イ 電力事業者は、復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達する。</p> <p>ウ 電力事業者は、資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保するものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (北海道胆振東部地震を踏まえた修正) (以下同じ)</p>
200	<p>エ 電力事業者は、応急工事に当たっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行う。</p> <p>また、緊急復旧を必要とする場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行う。</p> <p>オ 電力事業者は、自社電力が不足する場合は、「全国融通電力供給計画」「二社融通電力供給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給する。</p> <p>3 二次災害防止及び節電</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努めるものとする。</p> <p><u>また、発電所等の被災により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、節電の呼びかけを行う。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>県及び電力会社からの要請に基づき、有線放送、防災行政無線等</u>により、住民に対する広報活動を行う。</p> <p>ア 電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努めるとともに、<u>需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、速やかに、市へ情報提供するとともに、節電の協力要請を行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>エ 電力事業者は、応急工事に当たっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行う。</p> <p>また、緊急復旧を必要とする場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行う。</p> <p>オ 電力事業者は、自社電力が不足する場合は、「全国融通電力供給計画」「二社融通電力供給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給する。</p> <p>3 二次災害防止</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>電力会社からの要請に基づき、有線放送、防災行政無線により、住民に対する広報活動を行う。</p> <p>ア 電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
201	<p align="center">第2-3節 都市ガス施設応急活動 (上田ガス(株)、長野都市ガス(株))</p> <p>(略)</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 巡回点検及び各種情報収集から被害の規模を早期に把握する。その上で、復旧計画を策定し、応急復旧活動を行う。</p> <p>2 復旧に当たっては、病院、指定避難所である学校その他の公共機関を優先して復旧するとともに、仮設住宅への臨時供給を迅速に実施する。</p> <p>第3 活動の内容 (略)</p> <p>2 都市ガス施設応急供給計画</p> <p>復旧に当たっては、病院、指定避難所等重要施設の早期復旧を考慮するとともに、ブロックごとに応急復旧活動を実施し、工事完了ブロックから順次供給再開する。</p> <p>また、可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、早期の供給再開に努める。</p>	<p align="center">第2-3節 都市ガス施設応急活動 (上田ガス(株)、長野都市ガス(株))</p> <p>(略)</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 巡回点検及び各種情報収集から被害の規模を早期に把握する。その上で、復旧計画を策定し、応急復旧活動を行う。</p> <p>2 復旧に当たっては、病院、避難場所である学校その他の公共機関を優先して復旧するとともに、仮設住宅への臨時供給を迅速に実施する。</p> <p>第3 活動の内容 (略)</p> <p>2 都市ガス施設応急供給計画</p> <p>復旧に当たっては、病院、避難場所等重要施設の早期復旧を考慮するとともに、ブロックごとに応急復旧活動を実施し、工事完了ブロックから順次供給再開する。</p> <p>また、可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、早期の供給再開に努める。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(以下同じ)</p>
204	<p align="center">第2-6節 通信・放送施設応急活動 (施設管理者)</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため各機関ごとに必要な対策計画を定める。</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 県は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持及び臨時回線の開設を行う。</p> <p>2 市は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。</p> <p>3 日本電信電話株式会社は、通信施設の復旧活動、重要回線及び指定避難所への通信確保を行う。</p> <p>4 放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。</p> <p>5 警察機関は、警察無線施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 市防災行政無線通信の応急活動 (略)</p> <p>2 電信電話施設の応急活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>通信サービス確保の基本方針</p> <p>ア 被災地の通信確保を図るために、防災(業務)計画に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。</p> <p>イ 避難所等に災害時用公衆電話(特設公衆電話)を設置する。</p> <p>(2) 実施計画(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が実施する計画)</p> <p>ア 重要通信のそ通確保</p> <p>(ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保に努める。</p> <p>(イ) 重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。</p> <p>(ウ) 非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じる。</p> <p>イ 災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置</p> <p>災害救助法が適用された場合等には、避難所等に災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置に努める。</p> <p>(略)</p>	<p align="center">第2-6節 通信・放送施設応急活動 (施設管理者)</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため各機関ごとに必要な対策計画を定める。</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 県は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持及び臨時回線の開設を行う。</p> <p>2 市は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。</p> <p>3 日本電信電話株式会社は、通信施設の復旧活動、重要回線及び避難場所への通信確保を行う。</p> <p>4 放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。</p> <p>5 警察機関は、警察無線施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 市防災行政無線通信の応急活動 (略)</p> <p>2 電信電話施設の応急活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>通信サービス確保の基本方針</p> <p>ア 被災地の通信確保を図るために、防災(業務)計画に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。</p> <p>イ 避難場所等に特設公衆電話を設置する。</p> <p>(2) 実施計画(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)が実施する計画)</p> <p>ア 重要通信のそ通確保</p> <p>(ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保に努める。</p> <p>(イ) 重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。</p> <p>(ウ) 非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じる。</p> <p>イ 特設公衆電話の設置</p> <p>災害救助法が適用された場合等には、避難場所に特設公衆電話の設置に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正(名称が分かりにくいことからH29より名称を変更)(以下同じ)</p>
205	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
208	第28節 災害広報活動	第28節 災害広報活動	
	(広報渉外班)	(広報渉外班)	
	(略) 第3 活動の内容	(略) 第3 活動の内容	
	(略)	(略)	
209	2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応	2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応	
	(1) 基本方針	(1) 基本方針	
	市、県及び関係機関が相互に緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。	市、県及び関係機関が相互に緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。	
	また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。	また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。	
	(2) 実施計画	(2) 実施計画	
	効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。	効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。	
	市は、必要に応じ、専用電話・ファクシミリ、相談職員の配置など実情に合わせて相談窓口を設置するものとする。	市は、必要に応じ、専用電話・ファクシミリ、相談職員の配置など実情に合わせて相談窓口を設置するものとする。	
	ア 設置場所	ア 設置場所	
	指定避難所ごとに相談窓口を設置するとともに、全体を統括する相談所を市民会館に開設し、千曲川右岸と左岸が途絶した場合には、塩田公民館にも開設する。	避難場所ごとに相談窓口を設置するとともに、全体を統括する相談所を市民会館に開設し、千曲川右岸と左岸が途絶した場合には、塩田公民館にも開設する。	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正
	イ 相談所の対応	イ 相談所の対応	
	災害対策本部職員及び警察官、ボランティア等が対応にあたるものとし、相談所に掲示板を設置するとともに、臨時専用電話・ファクシミリを開設して問い合わせに対応するものとする。また、市ホームページ、メール配信等を活用し情報を発信する。	災害対策本部職員及び警察官、ボランティア等が対応にあたるものとし、相談所に掲示板を設置するとともに、臨時専用電話・ファクシミリを開設して問い合わせに対応するものとする。また、市ホームページ、メール配信等を活用し情報を発信する。	
	ウ 安否情報に関する報道機関への対応は、救護対策班長があたるものとする。	ウ 安否情報に関する報道機関への対応は、救護対策班長があたるものとする。	
	エ 相談カードへの記入	エ 相談カードへの記入	
	聴取した被災者等の苦情・要望・照会等について相談カードに記入する。	聴取した被災者等の苦情・要望・照会等について相談カードに記入する。	

頁	新	旧	修正理由・備考
220	<p align="center">第36節 文教活動 (学校教育班、保育班、福祉・救援物資・ボランティア班、医療救護班)</p>	<p align="center">第36節 文教活動 (学校教育班、保育班、福祉・医療救護班)</p>	
223	<p align="center">第37節 飼養動物の保護対策 (関係機関)</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。</p> <p>また、ペットが飼い主とともに指定避難所に避難することが予想されるため、適正な飼育環境を確保する。</p> <p>(略)</p>	<p align="center">第37節 飼養動物の保護対策 (関係機関)</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。</p> <p>また、ペットが飼い主とともに避難場所に避難することが予想されるため、適正な飼育環境を確保する。</p> <p>(略)</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (以下同じ)
224	<p align="center">第38節 ボランティアの受入れ体制 (総務企画班、福祉・救援物資・ボランティア班)</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(略)</p> <p>2 ボランティア活動拠点の提供支援</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア関係団体、NPO、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市は、災害対策本部にボランティア担当班を設置するとともに、市社会福祉協議会においては、ボランティアセンターを設置し、ボランティアが自由に使用できるスペース(活動拠点)を確保する。また、必要に応じ物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。</p>	<p align="center">第38節 ボランティアの受入れ体制 (総務企画班、救援物資・ボランティア班)</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(略)</p> <p>2 ボランティア活動拠点の提供支援</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市は、災害対策本部にボランティア担当班を設置するとともに、市社会福祉協議会においては、ボランティアセンターを設置し、ボランティアが自由に使用できるスペース(活動拠点)を確保する。また、必要に応じ物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。</p>	
229	<p align="center">第41節 災害救助法の適用 (総務企画班、福祉・救援物資・ボランティア班、医療救護班)</p> <p>(略)</p>	<p align="center">第41節 災害救助法の適用 (総務企画班、福祉・医療救護班)</p> <p>(略)</p>	
231	<p align="center">第42節 観光地の災害応急対策 (観光班、関係機関)</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(略)</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保</p> <p>(1) 事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。</p> <p>(2) 災害時において観光案内所で外国人旅行者の避難誘導、非常用電源の供給を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p align="center">第42節 観光地の災害応急対策 (観光班、関係機関)</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(略)</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保</p> <p>(1) 事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。</p> <p>(2) 災害時において観光案内所で外国人旅行者の避難誘導を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	長野県地域防災計画に合わせて修正 (北海道胆振東部地震を踏まえた修正)

